

## 第5章 分野別アクションプラン〈個別編〉

---

## I. 市民利用施設

### 1. 市民文化・社会教育系施設

#### I-1-(1) ①コミュニティ関連施設(コミュニティ施設)

#### ■ 施設概要

	位置付け等	施設数 (令和2年度末)
市民活動サポートセンター	市民活動を支援し、その活性化を図るための拠点施設として設置している。	1 施設
コミュニティセンター	市民のコミュニティ活動のための施設として設置している。	20 施設

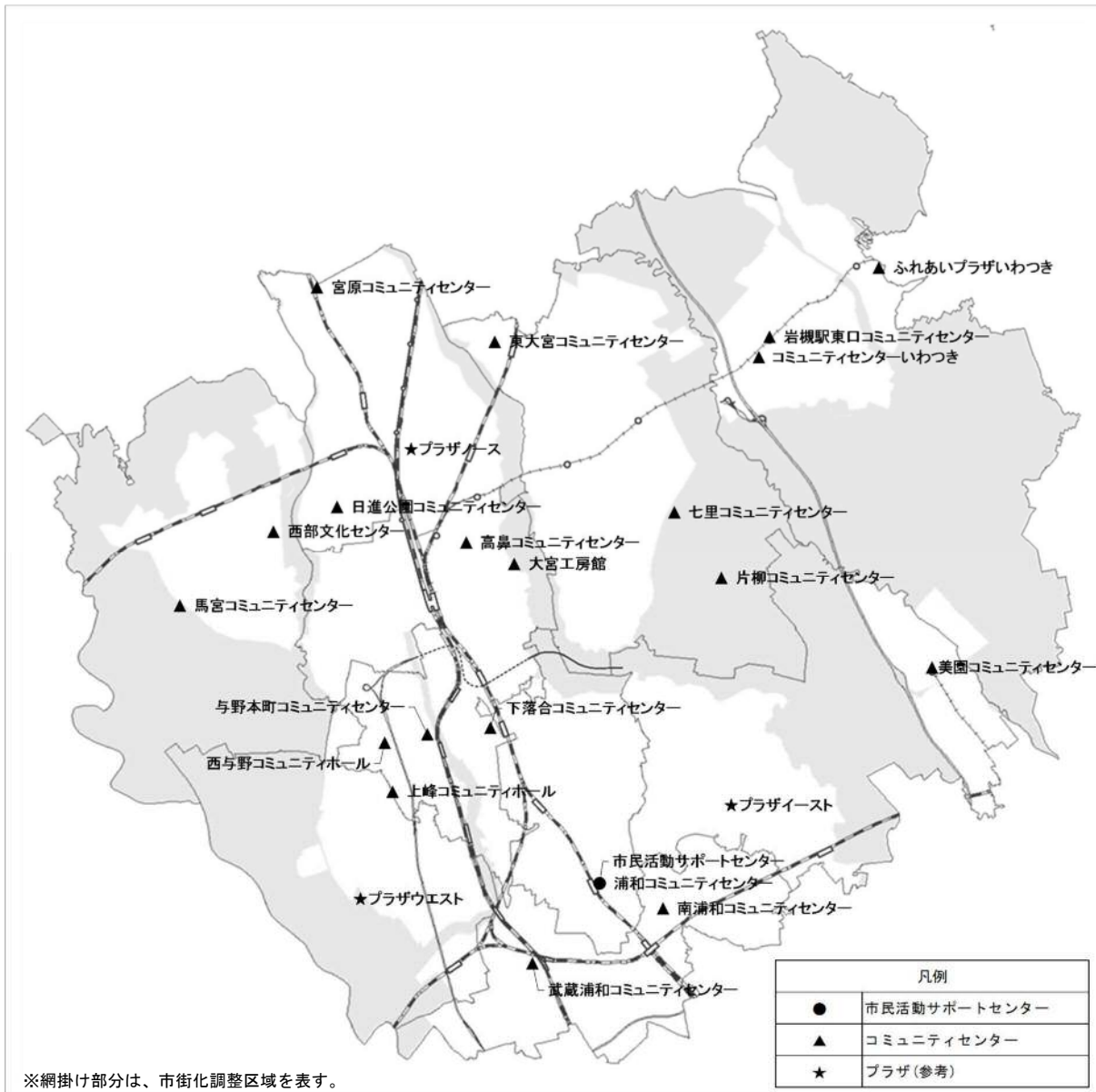
(プラザについては、第2次アクションプラン以降、「市民文化施設」に分類を変更)

#### ■ 個別方針

市民活動サポートセンター	<p>(配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市レベル<sup>11</sup>で1施設を配置する。</li> </ul> <p>(更新時の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ハコモノ三原則に基づき、規模を検討する。</li> <li>※ 現状の延床面積：3,217 m<sup>2</sup></li> </ul> <p>(複合化の考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>核となる施設として、更新時に周辺の公共施設との複合化を検討する。</li> </ul> <p>(統合・整理の検討条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年間の利用者数が3年連続して前年度を下回った場合であって、期限を区切って市民とともに対策を行った上でも、なお改善しない場合とする。</li> </ul>
コミュニティセンター	<p>(配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>プラザ(市民文化施設)を含めて、区レベル<sup>10</sup>で2施設(延床面積5,000 m<sup>2</sup>)以内の配置を原則とする(ただし、プラザについては、ホール機能を備えるため延床面積に2,500 m<sup>2</sup>を追加することができる。)</li> </ul> <p>(更新時の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、1施設当たりの基準面積2,500 m<sup>2</sup>を上限に規模を検討する。</li> <li>※ 現状の延床面積：55,057 m<sup>2</sup></li> </ul> <p>(複合化の考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>核となる施設として、更新時に周辺の公共施設との複合化を検討する。</li> </ul> <p>(統合・整理の検討条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年間の稼働率が30%を下回った施設において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合とする。</li> </ul> <p>(特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現状が基準面積以下の施設については、現行の延床面積を基本としつつ、更新時に必要に応じて、基準面積を上限に検討する。</li> </ul>

11 「区レベルの施設」が、おおむね10区ごとに配置される施設に対して、「市レベルの施設」とは、行政区によらずに市全域で配置の検討が行われる施設とする。(以下同じ)

■ 市内配置図



■ 主な機能（諸室）の考え方

市民活動サポートセンター	ミーティングスペース、多目的展示コーナー、印刷作業室、資料閲覧コーナー、事務室等
コミュニティセンター	ホール、会議室、和室、多目的ホール、音楽室、美術工芸室、コミュニティルーム、事務室等

## I-1-(1) ②コミュニティ関連施設（公民館）

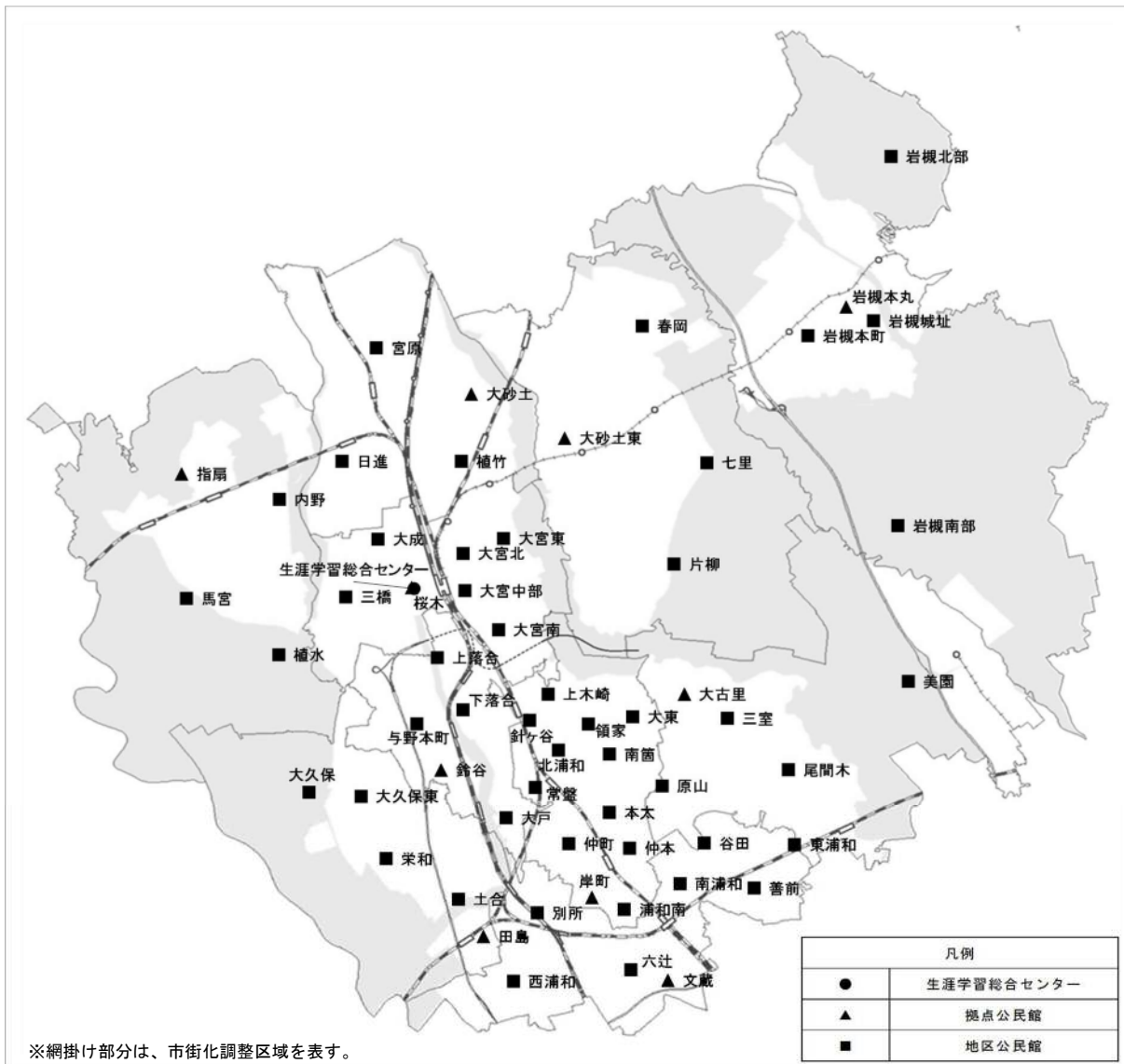
### ■ 施設概要

	位置付け等	施設数（令和2年度末）	
生涯学習総合センター	地域の生涯学習事業等を推進するための施設として設置している。	1 施設	
拠点公民館・地区公民館		拠点公民館：10 地区公民館：49	59 施設

### ■ 個別方針

生涯学習総合センター	<p>(配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市レベルで1施設を配置する。</li> </ul> <p>(更新時の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ハコモノ三原則に基づき、規模を検討する。</li> <li>※ 現状の延床面積：2,458 m<sup>2</sup></li> </ul> <p>(複合化の考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>核となる施設として、更新時に周辺の公共施設との複合化を検討する。</li> </ul> <p>(統合・整理の検討条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年間の稼働率が30%を下回った場合において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合とする。</li> </ul>
拠点公民館・地区公民館	<p>(配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>さいたま市公共施設マネジメント計画策定時の自治会連合会地区単位で1施設の配置を原則とする。</li> <li>※ 公民館が未整備地区への整備については、周辺のコミュニティ関連施設の整備水準を勘案して検討する。</li> </ul> <p>(更新時の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、拠点公民館については1施設当たりの基準面積900 m<sup>2</sup>、地区公民館については1施設当たりの基準面積750 m<sup>2</sup>を前提に規模を検討する。</li> <li>※ 現状の平均延床面積：987 m<sup>2</sup></li> </ul> <p>(複合化の考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>集約施設として、更新時に周辺の公共施設との複合化を検討する。</li> </ul> <p>(統合・整理の検討条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年間の稼働率が30%を下回った施設において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合とする。</li> </ul> <p>(特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>拠点公民館については、各区に1か所配置する。</li> <li>基準面積の範囲内で、地域性に応じて機能を選択することができるものとする。ただし、現状が基準面積以下の施設については、現行の延床面積を基本としつつ、更新時に必要に応じて、基準面積を前提に検討する。</li> <li>個別施設計画として、「公民館施設リフレッシュ計画」を策定している。</li> <li>生涯学習関連施設の今後の在り方については、令和元年度に教育委員会において策定した「『未来を拓くさいたま教育』推進プロジェクト」に基づき、関係部局と引き続き協議を行っている。</li> </ul>

■ 市内配置図



■ 主な機能（諸室）の考え方

生涯学習総合センター	・ 講座室、和室、多目的ホール、音楽室、美術工芸室、事務室等
拠点公民館・地区公民館	・ 拠点公民館：講座室、和室、多目的ホール、調理室、音楽室、事務室等 ・ 地区公民館：講座室、和室、多目的ホール、調理室、事務室等

## I-1-(2) 市民文化施設

### ■ 施設概要

	位置付け等	施設数（令和2年度末）	
市民文化施設	市民の文化の向上と福祉の増進を図るための施設として設置している。	文化センター：1 市民会館：3 プラザ（地域中核施設）：3	8 施設
	市民文化の向上及び市民相互の交流を促進するための施設として設置している。	大宮ソニック市民ホール：1	
伝統文化施設	市民相互の交流を促進し、伝統文化の普及及び伝承を図るための施設として設置している。	氷川の杜文化館：1 恭慶館：1	3 施設
	明るく住みよい近隣社会の形成に寄与するための施設として設置している。	盆栽四季の家：1	

### ■ 個別方針

市民文化施設	<p>(配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市レベルの施設として配置する。ただし、プラザについては、コミュニティセンターと合わせて、区レベルで2施設以内の配置を原則とする。</li> </ul> <p>(更新時の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>プラザについては、原則として、1施設当たりの基準面積 5,000 m<sup>2</sup>（ホール機能としての 2,500 m<sup>2</sup>を含む。）を上限に規模を検討する。その他の施設については、ハコモノ三原則に基づき、規模を検討する。</li> <li>※ 現状の延床面積：プラザ 13,265 m<sup>2</sup>（平均） その他の施設 40,367 m<sup>2</sup></li> </ul> <p>(複合化の考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>核となる施設として、更新時に周辺の公共施設との複合化を検討する。</li> </ul> <p>(統合・整理の検討条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年間の稼働率が 30%を下回った施設において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合とする。</li> </ul> <p>(特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ホール機能については、コミュニティ関連施設等の市有施設のホール、県有施設のホール、民間施設のホールの設置状況を勘案し、全市レベルで必要性和配置を再検討し、統合・整理を検討する。</li> <li>その他貸館としての機能に着目し、他の関連施設（県有施設・民間施設を含む）の設置状況を勘案し、統合・整理を検討する。</li> </ul>
伝統文化施設	<p>(配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市レベルの施設として配置する。</li> </ul> <p>(更新時の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、全体での基準面積 1,159 m<sup>2</sup>を上限に規模を検討する。</li> <li>※ 現状の延床面積：1,450 m<sup>2</sup></li> </ul> <p>(複合化の考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>集約施設として、更新時に周辺の公共施設との複合化を検討する。</li> </ul> <p>(統合・整理の検討条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年間の稼働率が 30%を下回った施設において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合とする。</li> </ul>

## ■ 市内配置図



(コミュニティセンターの配置については、p.49 参照)

## ■ 主な機能（諸室）の考え方

市民文化施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化センター、市民会館：ホール、会議室、展示室、事務室等</li> <li>・プラザ：ホール、会議室、和室、多目的ホール、音楽室、美術工芸室、コミュニティルーム、事務室等</li> <li>・大宮ソニック市民ホール：ホール、倉庫等</li> </ul>
伝統文化施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氷川の杜文化館：稽古室（舞台）、和室、会議室、展示場、事務室等</li> <li>・恭慶館：和室、茶室、表広間、事務室等</li> <li>・盆栽四季の家：和室、休憩室、事務室等</li> </ul>

## I-1-(3) 図書館

### ■ 施設概要

	位置付け等	施設数（令和2年度末）	
中央図書館	図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するための施設として設置している。	1 施設	
拠点図書館・地区図書館・分館		拠点図書館：10 地区図書館：11 分館：3	24 施設

### ■ 個別方針

中央図書館	<p>(配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市レベルで1施設を配置する。</li> </ul> <p>(更新時の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ハコモノ三原則に基づき、規模を検討する。</li> <li>※ 現状の延床面積：5,800 m<sup>2</sup></li> </ul> <p>(複合化の考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>核となる施設として、更新時に周辺の公共施設との複合化を検討する。</li> </ul> <p>(統合・整理の検討条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年間の利用者数が3年連続して前年度を下回った場合において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合とする。</li> </ul>
拠点図書館・地区図書館・分館	<p>(配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中央図書館を含めて、D I D（人口集中地区）及び市街化区域の半径2km圏に1施設を配置する。</li> </ul> <p>(更新時の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、拠点図書館については1施設当たりの基準面積2,400 m<sup>2</sup>、地区図書館については1施設当たりの基準面積600 m<sup>2</sup>、分館については1施設当たりの基準面積300 m<sup>2</sup>を上限に規模を検討する。</li> <li>※ 現状の平均延床面積：拠点図書館2,393 m<sup>2</sup>、地区図書館667 m<sup>2</sup>、分館400 m<sup>2</sup></li> </ul> <p>(複合化の考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>集約施設として、更新時に周辺の公共施設との複合化を検討する。</li> </ul> <p>(統合・整理の検討条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年間の利用者数が3年連続して前年度を下回った施設において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合とする。</li> <li>利用圏が重複している施設については、更新時期が到来した場合とする。</li> </ul> <p>(特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現状が基準面積以下の施設については、現行の延床面積を基本としつつ、更新時に必要に応じて、基準面積を上限に検討する。</li> <li>個別施設計画として、「図書館施設リフレッシュ計画」を策定している。</li> <li>生涯学習関連施設の今後の在り方については、令和元年度に教育委員会において策定した「『未来を拓くさいたま教育』推進プロジェクト」に基づき、関係部局と引き続き協議を行っている。</li> </ul>



■ 市内配置図



■ 主な機能（諸室）の考え方

中央図書館、拠点図書館・ 地区図書館・分館	・開架閲覧室、書庫、会議室、事務室、作業室等
--------------------------	------------------------

## I-1-(4) 博物館等

### ■ 施設概要

	位置付け等	施設数（令和2年度末）	
博物館・資料館	教育、学術及び文化の発展に寄与するための施設として設置している。	10 施設	
文化財資料室・指定文化財	文化財の展示・保存を行うための施設及び地域の歴史や文化の成り立ちを理解する上で欠くことのできない貴重な文化遺産として設置している。	文化財資料室：3 指定文化財：5	8 施設
美術館等	美術に関する市民の知識及び教養の向上を図り、市民文化の発展に寄与するための施設として設置している。	うらわ美術館：1	3 施設
	盆栽に関する知識及び教養の向上を図り、盆栽文化の振興に寄与するための施設として設置している。	大宮盆栽美術館：1	
	日本近代漫画の先駆者である北沢楽天の偉業を顕彰し、市民文化の向上発展に寄与するための施設として設置している。	漫画会館：1	
科学館等	青少年の科学に対する関心を深め、科学教育の振興に寄与するとともに、未来社会に対応した創造性豊かな青少年の育成を図るための施設として設置している。	青少年宇宙科学館：1	2 施設
	市民の科学知識の普及と文化活動の推進を図り、地域文化の向上に寄与するための施設として設置している。	宇宙劇場：1	
防災センター 防災展示ホール	災害に関する知識の普及及び防災意識の高揚を図るための施設として設置している。	1 施設	

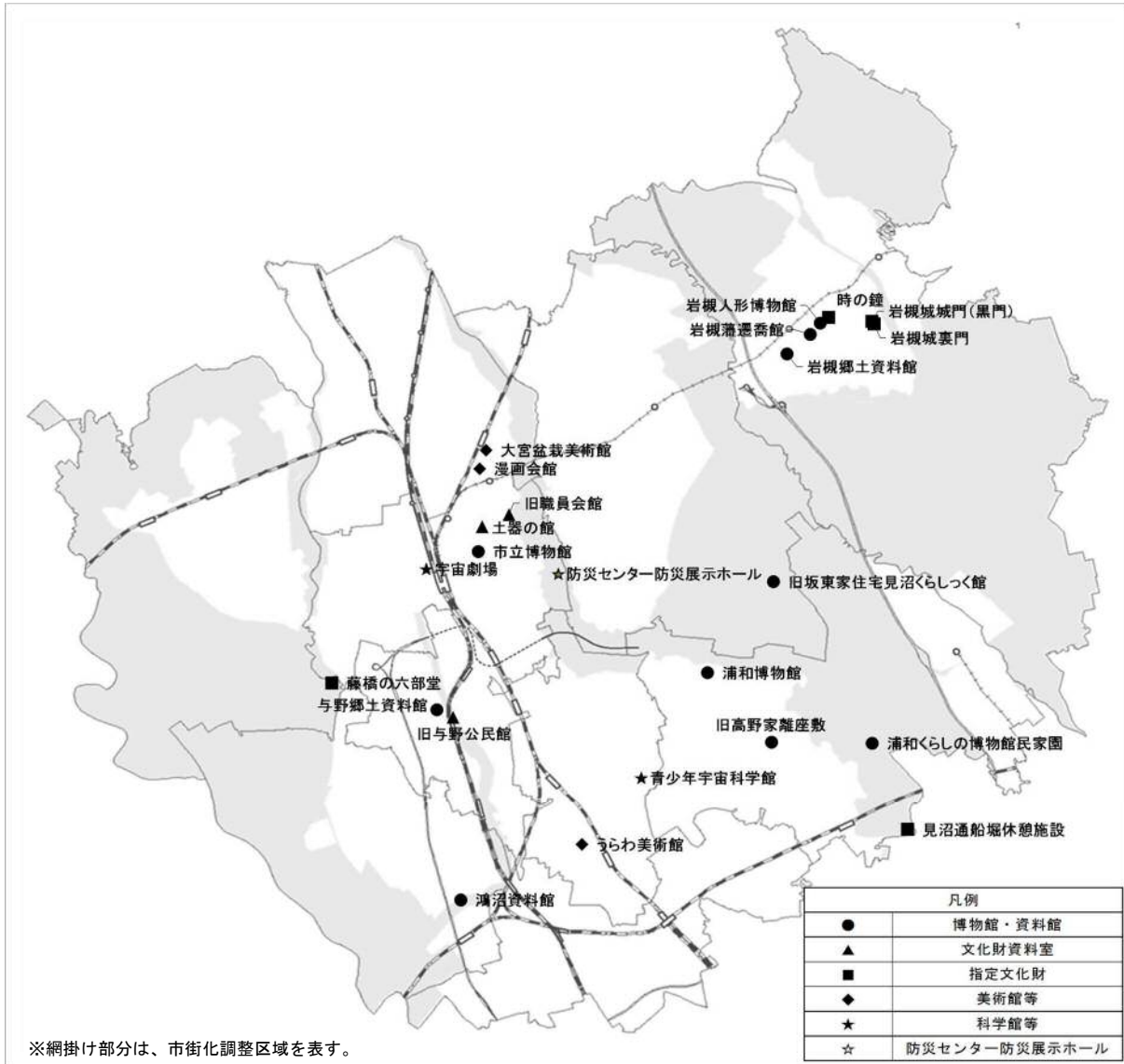
### ■ 個別方針

博物館・資料館	<p>(配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市レベルの施設として配置する。</li> </ul> <p>(更新時の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定文化財等については、原則として、現状の規模を維持する。その他の施設については、ハコモノ三原則に基づき、規模を検討する。 ※ 現状の延床面積：指定文化財等 1,210 m<sup>2</sup>、その他の施設 6,945 m<sup>2</sup> (複合化の考え方)</li> <li>核となる施設として、更新時に周辺の公共施設との複合化を検討する。</li> </ul> <p>(統合・整理の検討条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年間の利用者数が3年連続して前年度を下回った施設において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合とする。</li> </ul> <p>(特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鴻沼資料館、その他物置等の一部については、更新時に廃止とする。</li> <li>生涯学習関連施設の今後の在り方については、令和元年度に教育委員会において策定した「『未来を拓くさいたま教育』推進プロジェクト」に基づき、関係部局と引き続き協議を行っている。</li> </ul>
---------	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理者制度等の運営形態の検討を行うとともに、民間活力の活用など効果的・効率的な運営を図る。</li> </ul>
文化財資料室・指定文化財	<p>(配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市レベルの施設として配置する。</li> </ul> <p>(更新時の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文化財資料室については、ハコモノ三原則に基づき、規模を検討する。</li> <li>指定文化財については、原則として、現状の規模を維持する。 ※ 現状の延床面積：文化財資料室 3,001 m<sup>2</sup>、指定文化財 124 m<sup>2</sup></li> </ul> <p>(複合化の考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>集約施設として、更新時に周辺の公共施設との複合化を検討する。</li> </ul> <p>(特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文化財資料室については、廃止施設の有効活用等により整備する。</li> <li>指定文化財については、複合化の対象外とする。</li> </ul>
美術館等	<p>(配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市レベルの施設として配置する。</li> </ul> <p>(更新時の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ハコモノ三原則に基づき、規模を検討する。 ※ 現状の延床面積：4,307 m<sup>2</sup></li> </ul> <p>(複合化の考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>集約施設として、更新時に周辺の公共施設との複合化を検討する。</li> </ul> <p>(統合・整理の検討条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年間の利用者数が3年連続して前年度を下回った施設において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合とする。</li> </ul> <p>(特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生涯学習関連施設の今後の在り方については、令和元年度に教育委員会において策定した「『未来を拓くさいたま教育』推進プロジェクト」に基づき、関係部局と引き続き協議を行っている。</li> <li>今後、公文書館機能の整備の必要性について、歴史資料の収集状況や市史編さんの進捗に合わせて検討する。</li> <li>指定管理者制度等の運営形態の検討を行うとともに、段階的に業務の委託化を進める等、効果的・効率的な運営を図る。</li> </ul>
科学館等	<p>(配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市レベルの施設として配置する。</li> </ul> <p>(更新時の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ハコモノ三原則に基づき、規模を検討する。 ※ 現状の延床面積：8,720 m<sup>2</sup></li> </ul> <p>(複合化の考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>核となる施設として、更新時に周辺の公共施設との複合化を検討する。</li> </ul> <p>(統合・整理の検討条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年間の利用者数が3年連続して前年度を下回った施設において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合とする。</li> </ul> <p>(特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生涯学習関連施設の今後の在り方については、令和元年度に教育委員会において策定した「『未来を拓くさいたま教育』推進プロジェクト」に基づき、関係部局と引き続き協議を行っている。</li> <li>指定管理者制度等の運営形態の検討を行うとともに、段階的に業務の委託化を進める等、効果的・効率的な運営を図る。</li> </ul>
防災センター 防災展示ホール	<p>(配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市レベルの施設として配置する。</li> </ul> <p>(更新時の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ハコモノ三原則に基づき、規模を検討する。 ※ 現状の延床面積：1,408 m<sup>2</sup></li> </ul> <p>(複合化の考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>集約施設として、更新時に周辺の公共施設との複合化を検討する。</li> </ul> <p>(統合・整理の検討条件)</p>

- ・年間の利用者数が3年連続して前年度を下回った場合において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合とする。  
(特記事項)
- ・指定管理者制度等の運営形態の検討を行うとともに、段階的に業務の委託化を進める等、効果的・効率的な運営を図る。

■ 市内配置図



■ 主な機能（諸室）の考え方

博物館・資料館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定文化財等：旧浦和市農業協同組合三室支所倉庫、旧高野家住宅、旧綿貫家住宅、旧野口家住宅、旧武笠家表門、旧中島家穀櫃、旧蓮見家住宅、旧坂東家住宅、岩槻郷土資料館、岩槻藩遷喬館、旧高野家離座敷</li> <li>・博物館：展示室、事務室等</li> </ul>
文化財資料室・指定文化財	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財資料室：出土品収蔵庫、図面・写真収蔵庫、図書室、再整理作業室、洗浄等1次整理室、実測等2次整理室等</li> <li>・指定文化財：時の鐘、岩槻城城門（黒門）、岩槻城裏門、藤橋の六部堂、見沼通船堀休憩施設</li> </ul>
美術館等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・うらわ美術館：展示室、視聴覚室、収蔵庫、事務室等</li> <li>・大宮盆栽美術館：展示室、多目的室、保管庫、事務室等</li> <li>・漫画会館：展示室、多目的室、保管庫、事務室等</li> </ul>
科学館等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年宇宙科学館：プラネタリウム、天文台、展示室、収蔵庫、講座室、実験室、工房、資料整理室、事務室等</li> <li>・宇宙劇場：プラネタリウム、展示室、収蔵庫、会議室等</li> </ul>
防災センター 防災展示ホール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・展示ホール、応急手当学習室、多目的ホール、事務室等</li> </ul>

## I-1-(5) 社会教育系その他施設

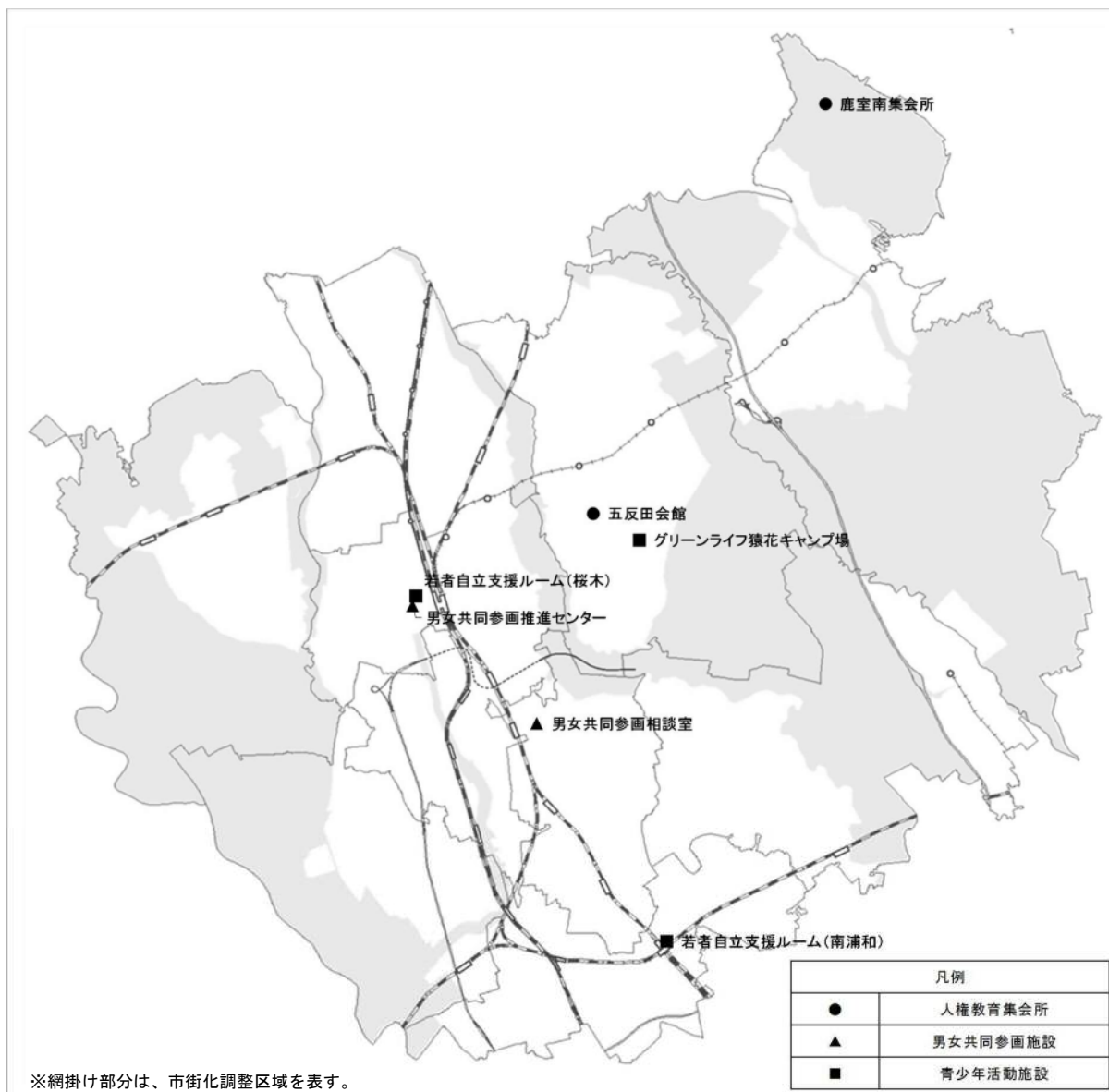
### ■ 施設概要

	位置付け等	施設数（令和2年度末）	
人権教育集会所	同和問題を始めとした様々な人権問題の解決を図るため、人権教育推進の場として設置している。	五反田会館：1 鹿室南集会所：1	2 施設
青少年活動施設	青少年の活動や居場所及び支援を行うための施設として設置している。	若者自立支援ルーム：2 グリーンライフ猿花キャンプ場：1	3 施設
男女共同参画施設	男女共同参画社会の形成を推進するための拠点施設として設置している。	男女共同参画推進センター：1 男女共同参画相談室：1	2 施設

### ■ 個別方針

人権教育集会所	<p>(配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市レベルの施設として配置する。</li> </ul> <p>(更新時の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、1施設当たりの基準面積 300 m<sup>2</sup>を上限に規模を検討する。 ※ 現状の平均延床面積：269 m<sup>2</sup></li> </ul> <p>(複合化の考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集約施設として、更新時に周辺の公共施設との複合化を検討する。</li> </ul> <p>(統合・整理の検討条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間の稼働率が 30%を下回った施設において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合とする。</li> </ul> <p>(特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状が基準面積以下の施設については、現行の延床面積を基本としつつ、更新時に必要に応じて、基準面積を上限に検討する。</li> </ul>
青少年活動施設	<p>(配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市レベルの施設として配置する。</li> </ul> <p>(更新時の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハコモノ三原則に基づき、規模を検討する。 ※ 現状の延床面積：894 m<sup>2</sup></li> </ul> <p>(複合化の考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集約施設として、更新時に周辺の公共施設との複合化を検討する。</li> </ul> <p>(統合・整理の検討条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間の利用者数が3年連続して前年度を下回った施設において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合とする。</li> </ul>
男女共同参画施設	<p>(配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市レベルの施設として配置する。</li> </ul> <p>(更新時の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハコモノ三原則に基づき、規模を検討する。 ※現状の延床面積：667 m<sup>2</sup></li> </ul> <p>(複合化の考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集約施設として、更新時に周辺の公共施設との複合化を検討する。</li> </ul> <p>(統合・整理の検討条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間の稼働率が 30%を下回った施設において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合、または年間の利用者数が3年連続して前年度を下回った施設において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合とする。</li> </ul>

## ■ 市内配置図



## ■ 主な機能（諸室）の考え方

人権教育集会所	・レクリエーションホール、集会室、会議室、事務室等
青少年活動施設	・若者自立支援ルーム：交流スペース、相談室等 ・グリーンライフ猿花キャンプ場：キャンプ場
男女共同参画施設	・会議室、プレイルーム、図書コーナー、事務室等

## 2. スポーツ・レクリエーション系施設

### 1-2-(1) 体育館等

#### ■ 施設概要

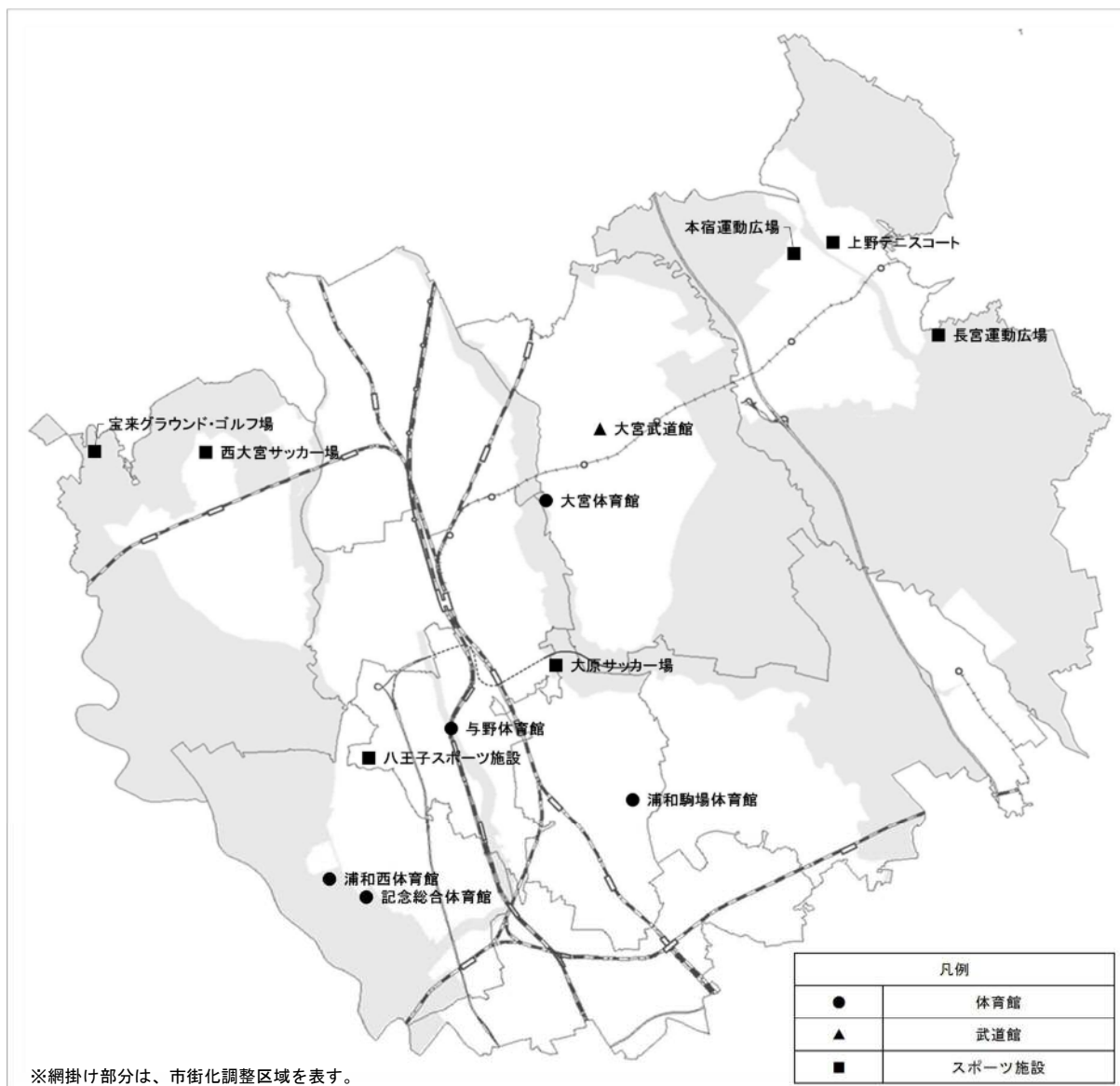
	位置付け等	施設数（令和2年度末）	
体育館等	市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図るための施設として設置している。	体育館：5 武道館：1 スポーツ施設：7	13 施設

#### ■ 個別方針

体育館等	<p>(配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市レベルの施設として配置する。</li> </ul> <p>(更新時の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ハコモノ三原則に基づき、規模を検討する。 ※ 現状の延床面積：49,227 m<sup>2</sup></li> </ul> <p>(複合化の考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>核となる施設として、更新時に周辺の公共施設との複合化を検討する。</li> </ul> <p>(統合・整理の検討条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年間の稼働率が30%を下回った施設において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合とする。</li> </ul> <p>(特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国のストック適正化ガイドラインに準じて実施した「スポーツ施設の整備方針立案に係る調査」の結果に基づき、新たに策定する「スポーツ施設の整備方針」において、屋内スポーツ施設の規模、数、配置等を検討する。なお、都市公園内の屋内スポーツ施設（本計画ではインフラに分類）の配置状況等についても考慮する。</li> </ul>
------	---



■ 市内配置図



■ 主な機能（諸室）の考え方

<p>体育館等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体育館：競技場、柔道場、剣道場、弓道場、会議室、事務室等</li> <li>・ 武道館：主道場、柔道場、剣道場、弓道場、会議室、事務室等</li> <li>・ スポーツ施設：管理棟、研修棟、用具庫、トイレ等</li> </ul>
-------------	---

## 1-2-(2) レクリエーション・保養施設

### ■ 施設概要

	位置付け等	施設数（令和2年度末）	
レクリエーション・保養施設	市民の健康の維持及び増進を図るための施設として設置している。	見沼ヘルシーランド：1	3施設
	豊かな自然環境の中での市民の健康の増進及び余暇活動の充実を図るための施設として設置している。	新治ファミリーランド：1	
	市民の健康の増進及びレクリエーションの促進を図るための施設として設置している。	ホテル南郷：1	

### ■ 個別方針

レクリエーション・保養施設	<p>(配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市レベルの施設とし、配置については今後検討する。</li> </ul> <p>(更新時の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハコモノ三原則に基づき、規模を検討する。</li> <li>・民間譲渡等により、統合・整理を検討する。</li> </ul> <p>※ 現状の延床面積：10,118 m<sup>2</sup>（廃止した施設を除いた面積：7,622 m<sup>2</sup>）</p> <p>(統合・整理の検討条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民意識調査や民間事業者への受入調査等の実施により施設のあり方を検討した結果、統合や整理が必要であると決定した場合とする。</li> </ul> <p>(特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・六日町山の家（R2年3月廃止）については、除却を予定している。</li> </ul>
---------------	---

## ■ 市内配置図



※ 保養施設のうち、ホテル南郷（福島県南会津郡南会津町）及び新治ファミリーランド（群馬県利根郡みなかみ町）については、市外に設置しているため、配置図を省略

## ■ 主な機能（諸室）の考え方

レクリエーション・保養施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見沼ヘルシーランド：プール、ジム、レストラン、事務室等</li> <li>・保養施設：客室、食堂、風呂、事務室等</li> </ul>
---------------	---

### 3. 産業系施設

#### I-3-(1) 産業振興施設

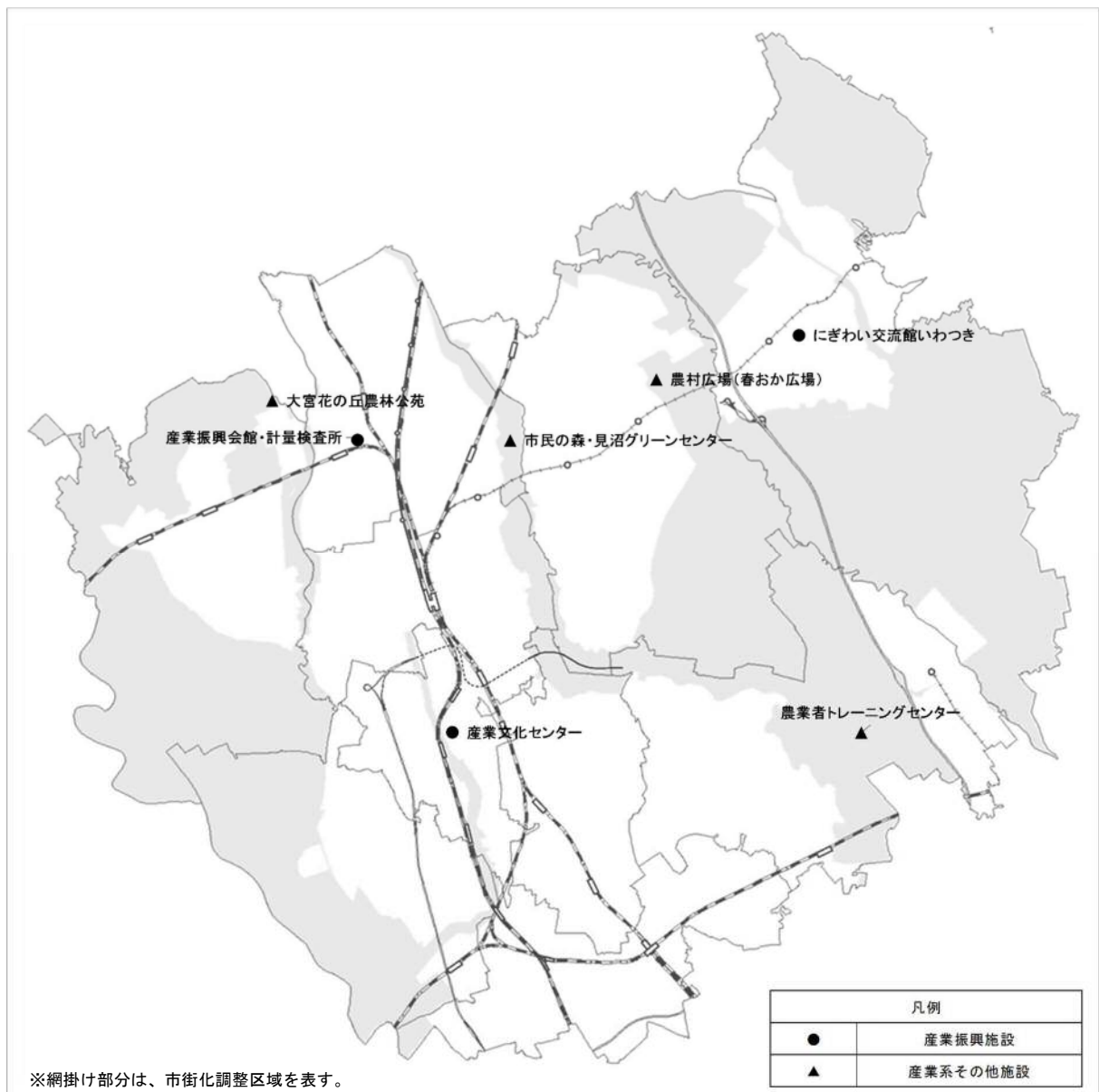
##### ■ 施設概要

	位置付け等	施設数（令和2年度末）	
産業振興施設	地域産業の振興及び中小企業の育成を図るための施設として設置している。	産業振興会館・計量検査所：1	3 施設
	産業の振興及び市民文化の向上と福祉の増進を図るための施設として設置している。	産業文化センター：1	
	岩槻の歴史及び文化の発信、産業及び観光の振興並びに地域活性化の拠点として、地域のにぎわいの創出に寄与するための施設として設置している。	にぎわい交流館いわつき：1	
産業系その他施設	農業の振興及びその近代化を図るための施設として設置している。	農業者トレーニングセンター：1	4 施設
	市民生活の中に自然とのふれあいの場・憩いの場を提供し、農業の振興を図るための施設として設置している。	市民の森・見沼グリーンセンター：1	
	農業経営の改善及び農業従事者の福祉の増進を図るための施設として設置している。	農村広場：1	
	都市農業に対する理解を深め、地域農業の振興及びふるさと環境の創出を図るための施設として設置している。	大宮花の丘農林公苑：1	

■ 個別方針

<p>産業振興施設</p>	<p>(配置)          ・市レベルの施設として配置する。          (更新時の方向性)          ・ハコモノ三原則に基づき、規模を検討する。          ※ 現状の延床面積：6,182 m<sup>2</sup>          (複合化の考え方)          ・集約施設として、更新時に周辺の公共施設との複合化を検討する。          (統合・整理の検討条件)          ・年間の稼働率が 30%を下回った施設において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合とする。          (特記事項)          ・貸館としての機能に着目し、他の関連施設（県有施設・民間施設を含む）の設置状況を勘案し、統合・整理を検討する。          ・市直営の施設にあつては、指定管理者制度等の運営形態の検討を行うとともに、段階的に業務の委託化を進め、効果的・効率的な運営を図る。          ・新たな「地域経済活性化拠点」について、「食肉中央卸売市場・と畜場」の移転と併せて一体的な整備を検討する。</p>
<p>産業系その他施設</p>	<p>(配置)          ・市レベルの施設として配置する。          (更新時の方向性)          ・ハコモノ三原則に基づき、規模を検討する。          ※ 現状の延床面積：12,318 m<sup>2</sup>（廃止した施設を除いた面積：12,185 m<sup>2</sup>)          (複合化の考え方)          ・核となる施設として、更新時に周辺の公共施設との複合化を検討する。          (統合・整理の検討条件)          ・年間の稼働率が 30%を下回った施設において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合、または年間の利用者数が3年連続して前年度を下回った施設において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合とする。          (特記事項)          ・貸館としての機能に着目し、他の関連施設（県有施設・民間施設を含む。）の設置状況を勘案し、統合・整理を検討する。          ・市直営の施設にあつては、指定管理者制度等の運営形態の検討を行うとともに、段階的に業務の委託化を進め、効果的・効率的な運営を図る。</p>

■ 市内配置図



■ 主な機能（諸室）の考え方

産業振興施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産振会館・計量検査所：事務所、貸出スペース、計量検査所</li> <li>・産業文化センター：ホール、会議室、事務室等</li> <li>・にぎわい交流館いわつき：交流・休憩ルーム、カフェ、ショップ、クラフトルーム、多目的室等</li> </ul>
産業系その他施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業者トレーニングセンター：大会議室、研修ホール、和室研修室、生活改善研究室、事務室等</li> <li>・見沼グリーンセンター：多目的ホール、研修室、実験室、料理実習室、ピロティ、休憩室、警備室、事務室、リス舎等</li> <li>・農村広場：多目的ホール、会議室、和室、生活改善室（料理実習室）、事務室等</li> <li>・花の丘農林公苑：研修室、実習室、味噌加工室、調理室、農産物直売所、レストラン、事務室等</li> </ul>

#### 4. 学校教育系施設

##### I-4-(1) ①学校(小学校)

###### ■ 施設概要

	位置付け等	施設数 (令和2年度末)
小学校	学校教育法の規定に基づき、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すための施設として設置している。	104 施設

###### ■ 個別方針

小学校	<p>(配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小学校区レベルで1施設を配置する。</li> <li>(更新時の方向性)</li> <li>ハコモノ三原則に基づき、規模を検討する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 現状の平均延床面積：7,610 m<sup>2</sup></li> </ul> </li> <li>(複合化の考え方)</li> <li>核となる施設として、更新時に周辺の公共施設との複合化を検討する。</li> <li>(統合・整理の検討条件)</li> <li>今後、学校規模の状況、児童数減少の動向、適正な通学区の設定、地域への影響等、諸条件を総合的に判断し、近隣の学校との統合・整理を検討する。</li> <li>(特記事項)</li> <li>新規開発エリアの小学校の新設は、新規整備抑制の対象外とする。</li> <li>学校施設の増改築、改修等の際には、「コミュニティの核」として周辺のコミュニティ関連施設や福祉施設等と複合化を検討し、併せて地域の防災拠点として機能を強化する。</li> <li>また、少人数学級の実施や特別支援学級の設置等を考慮した「標準モデル」を基準に教室を整備するとともに、将来的に他の用途に転換可能な設計の導入を図る。</li> <li>個別施設計画として、「学校施設リフレッシュ基本計画」を策定し、順次、施設の機能向上等の工事を実施している。</li> </ul>
-----	---



■ 市内配置図



■ 主な機能（諸室）の考え方

<p>小学校</p>	<p>(校舎)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・普通教室</li> <li>・特別教室（理科室、音楽室、図工室、家庭科室、コンピュータールーム、生活科室、図書室）</li> <li>※ 理科室、音楽室、図工室については、学級数により2教室確保する場合あり。</li> <li>・多目的スペース</li> <li>・管理室（校長室、職員室、事務室、保健室、放送室等）</li> <li>・その他（教育相談室、資料室、地域交流スペース等）</li> <li>(屋内運動場)</li> <li>(プール)</li> <li>(給食室)</li> </ul>
------------	---

## I-4-(1) ②学校(中学校)

### ■ 施設概要

	位置付け等	施設数 (令和2年度末)
中学校	学校教育法の規定に基づき、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すための施設として設置している。	58 施設

### ■ 個別方針

中学校	<p>(配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中学校区レベルで1 施設を配置する。</li> </ul> <p>(更新時の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ハコモノ三原則に基づき、規模を検討する。            ※ 現状の平均延床面積：9,154 m<sup>2</sup></li> </ul> <p>(複合化の考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 核となる施設として、更新時に周辺の公共施設との複合化を検討する。</li> </ul> <p>(統合・整理の検討条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後、学校規模の状況、生徒数減少の動向、適正な通学区の設定、地域への影響等、諸条件を総合的に判断し、近隣の学校との統合・整理を検討する。</li> </ul> <p>(特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規開発エリアの中学校の新設は、新規整備抑制の対象外とする。</li> <li>・ 学校施設の増改築、改修等の際には、「コミュニティの核」として周辺のコミュニティ関連施設や福祉施設等と複合化を検討し、併せて地域の防災拠点として機能を強化する。</li> <li>・ また、少人数学級の実施や特別支援学級の設置等を考慮した「標準モデル」を基準に教室を整備するとともに、将来的に他の用途に転換可能な設計の導入を図る。</li> <li>・ 個別施設計画として、「学校施設リフレッシュ基本計画」を策定し、順次、施設の機能向上等の工事を実施している。</li> <li>・ 今後、武道場が未整備の中学校 10 校への整備を行うことを予定する。</li> </ul>
-----	--

■ 市内配置図



■ 主な機能（諸室）の考え方

中学校	<p>(校舎)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・普通教室</li> <li>・特別教室（理科室、音楽室、美術室、技術科室、家庭科室、コンピュータールーム、図書室）</li> </ul> <p>※ 理科室、音楽室、美術室、技術科室、家庭科室については、学級数により2教室確保する場合あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理室（校長室、職員室、事務室、保健室、放送室等）</li> <li>・その他（教育相談室、資料室、地域交流スペース等）</li> </ul> <p>(屋内運動場) (プール) (給食室)</p>
-----	--

## I-4-(1) ③学校(高等学校等)

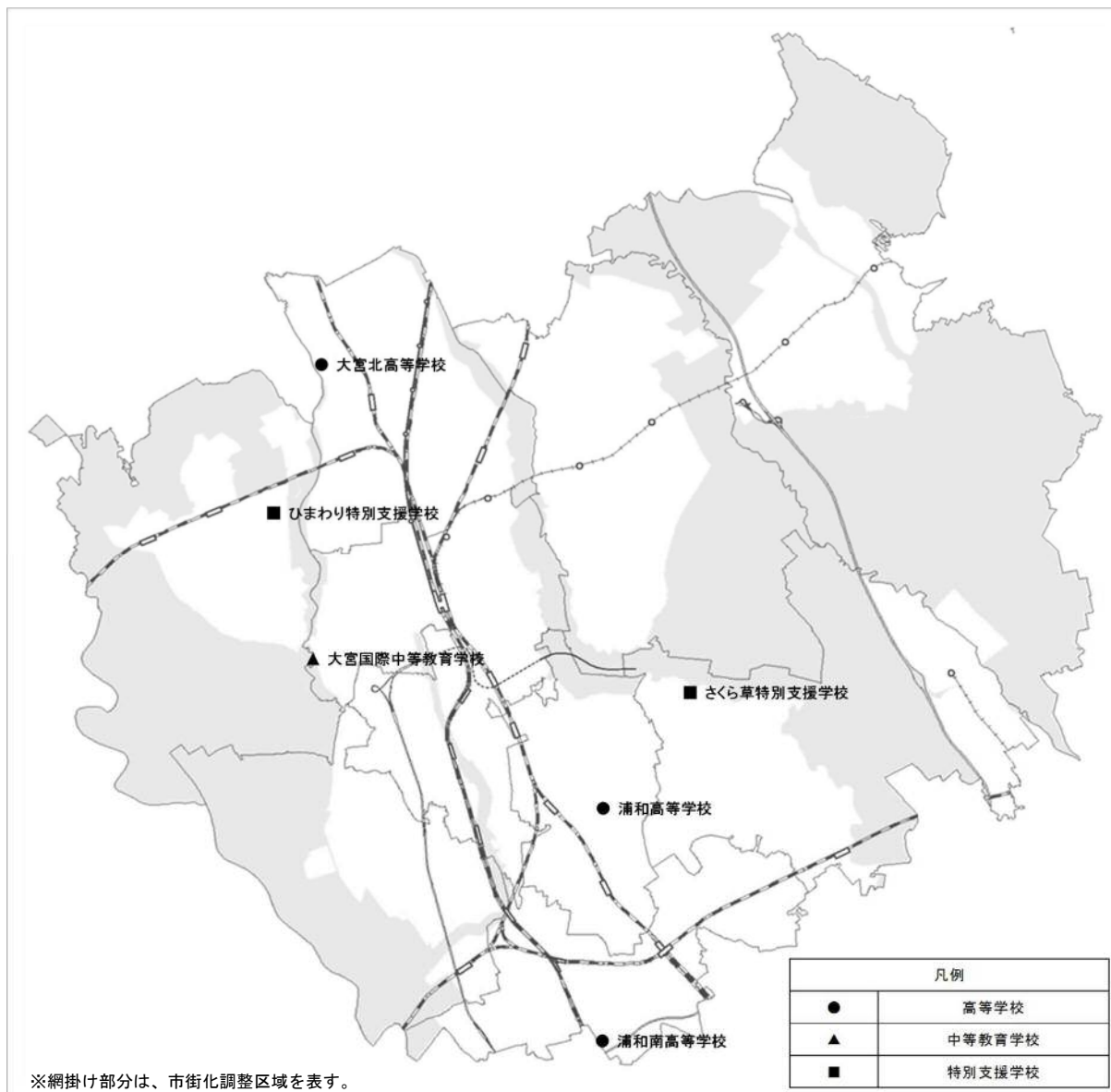
### ■ 施設概要

	位置付け等	施設数 (令和2年度末)
高等学校	学校教育法の規定に基づき、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すための施設として設置している。	3 施設
中等教育学校	学校教育法の規定に基づき、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、義務教育として行われる普通教育及び専門教育を一貫して施すための施設として設置している。	1 施設
特別支援学校	学校教育法の規定に基づき、障害者等に対して幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けるための施設として設置している。	2 施設

### ■ 個別方針

高等学校・中等教育学校	<p>(配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市レベルの施設として配置する。</li> </ul> <p>(更新時の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハコモノ三原則に基づき、規模を検討する。 ※ 現状の延床面積：68,144 m<sup>2</sup></li> </ul> <p>(複合化の考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・核となる施設として、更新時に周辺の公共施設との複合化を検討する。</li> </ul> <p>(統合・整理の検討条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入学者が定員の30%を下回った施設において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合とする。</li> </ul> <p>(特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別施設計画として、「学校施設リフレッシュ基本計画」を策定し、順次、施設の機能向上等の工事を実施している。</li> </ul>
特別支援学校	<p>(配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市レベルの施設として配置する。</li> </ul> <p>(更新時の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、現状の規模を維持する。 ※ 現状の延床面積：9,365 m<sup>2</sup></li> </ul> <p>(複合化の考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・核となる施設として、更新時に周辺の公共施設との複合化を検討する。</li> </ul> <p>(特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別施設計画として、「学校施設リフレッシュ基本計画」を策定し、順次、施設の機能向上等の工事を実施している。</li> </ul>

■ 市内配置図



■ 主な機能（諸室）の考え方

高等学校・中等教育学校	(校舎) ・普通教室 ・特別教室 (音楽室、書道室、美術室、調理室、被服室、コンピュータ室、化学室、物理室、生物室、地学室、図書室等) ・管理室 (校長室、職員室、事務室、会議室、保健室、放送室等) ・その他 (進路指導室、教育相談室、多目的室、部室等) (屋内運動場) (プール) (合宿所) (部室棟) (食堂)
特別支援学校	・普通教室、生活訓練室、作業室、医療的ケア室、音楽室、図書室、相談室、会議室、室内温水プール、職員室等

## 1-4-(2) 少年自然の家

### ■ 施設概要

	位置付け等	施設数（令和2年度末）
少年自然の家	豊かな自然環境の中で心身ともに健全な子どもたちの育成を図るための施設として設置している。	1 施設

### ■ 個別方針

少年自然の家	<p>(配置)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・市レベルの施設として配置する。</li></ul> <p>(更新時の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ハコモノ三原則に基づき、規模を検討する。</li></ul> <p>※ 現状の延床面積：12,102 m<sup>2</sup></p> <p>(統合・整理の検討条件)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・年間の稼働率が30%を下回った施設において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合とする。</li></ul>
--------	--

■ 市内配置図

※ 館岩少年自然の家（福島県南会津郡南会津町）については、市外に設置している施設のため、配置図を省略

■ 主な機能（諸室）の考え方

少年自然の家	宿泊室、研修室、体育室（講堂）、談話室、プレイルーム、食堂、浴室、管理室等
--------	---------------------------------------

## 5. 保健福祉系施設

### I-5-(1) 保健衛生施設

#### ■ 施設概要

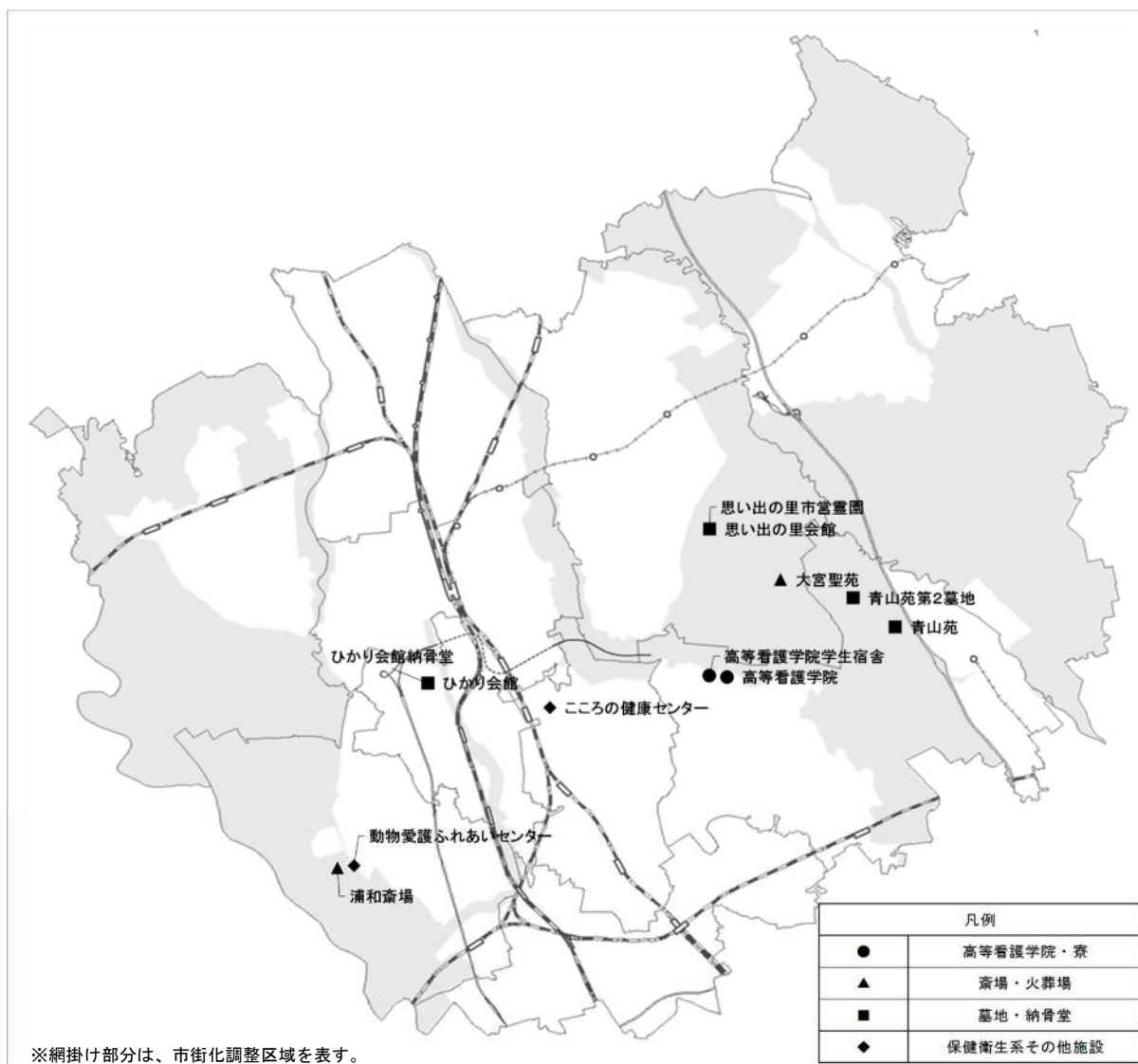
	位置付け等	施設数（令和2年度末）	
高等看護学院・学生寮	地域社会の保健医療の向上に寄与する質の高い看護職者を育成するための施設として設置している。	高等看護学院：1 桜花寮：1	2 施設
墓地・納骨堂 斎場・火葬場	公衆衛生その他公共の福祉の向上を図るための施設として設置している。	墓地・納骨堂：4 斎場・火葬場：4	8 施設
保健衛生系その他施設	精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進のための施設として設置している。	こころの健康センター：1	2 施設
	動物愛護精神の高揚及び公衆衛生の向上のための施設として設置している。	動物愛護ふれあいセンター：1	

#### ■ 個別方針

高等看護学院・学生寮	<p>(配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市レベルの施設として配置する。</li> </ul> <p>(更新時の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、全体での基準面積 2,574 m<sup>2</sup>を上限に規模を検討する。 ※ 現状の延床面積：4,840 m<sup>2</sup></li> <li>(複合化の考え方)</li> <li>集約施設として、更新時に周辺の公共施設との複合化を検討する。</li> </ul> <p>(統合・整理の検討条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入学者が定員の 30%を下回った場合において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合とする。</li> </ul>
墓地・納骨堂 斎場・火葬場	<p>(配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市レベルの施設として配置する。</li> </ul> <p>(更新時の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、墓地・納骨堂については全体の基準面積 4,309 m<sup>2</sup>、斎場・火葬場については全体の基準面積 12,814 m<sup>2</sup>を上限に、規模を検討する。 ※ 現状の延床面積：墓地・納骨堂 4,987 m<sup>2</sup>、斎場・火葬場 14,200 m<sup>2</sup></li> <li>(統合・整理の検討条件)</li> <li>年間の稼働率が 30%を下回った施設において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合とする。</li> </ul>
保健衛生系その他施設	<p>(配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市レベルの施設として配置する。</li> </ul> <p>(更新時の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ハコモノ三原則に基づき、規模を検討する。 ※ 現状の延床面積：1,734 m<sup>2</sup></li> <li>(統合・整理の検討条件)</li> <li>こころの健康センター：年間の利用者数が 3年連続して前年度を下回った場合において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合とする。</li> </ul>



## ■ 市内配置図



## ■ 主な機能（諸室）の考え方

高等看護学院・学生寮	教室、講堂、実習室、図書室、教務・事務室等
墓地・納骨堂、斎場・火葬場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・墓地・納骨堂：墓地、納骨堂、事務室等</li> <li>・斎場・火葬場：斎場、火葬場、事務室等</li> </ul>
保健衛生系その他施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こころの健康センター：電話ブース、図書室・談話室、多目的室、倉庫等</li> <li>・動物愛護ふれあいセンター：ふれあい犬・猫舎、レクチャールーム、講習会室、展示ホール、犬・猫保護室、処置診察室、検査室、事務所等</li> </ul>

## 1-5-(2) 社会福祉施設

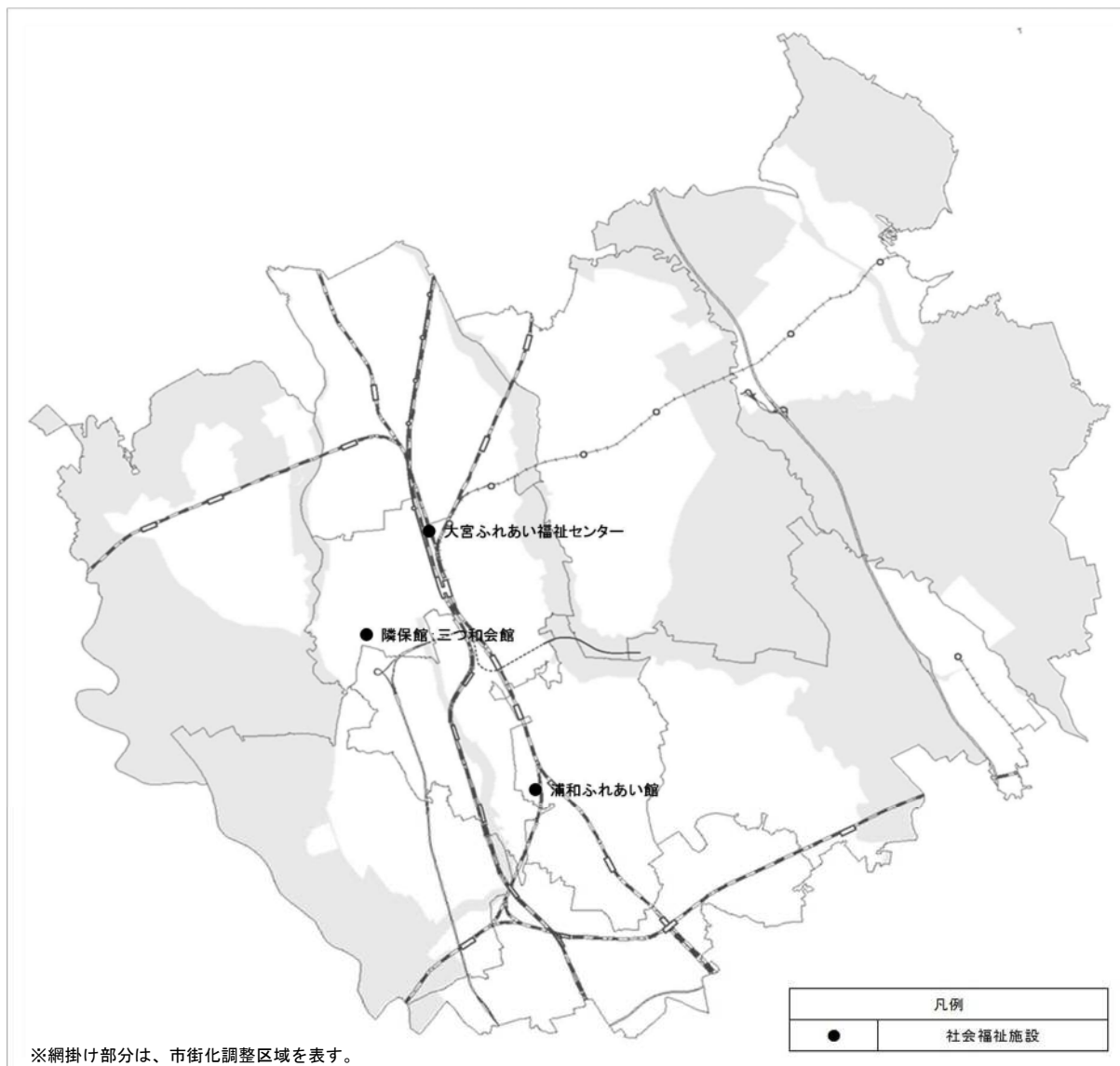
### ■ 施設概要

	位置付け等	施設数（令和2年度末）	
社会福祉施設	社会福祉法の規定に基づき、地域福祉の向上及び地域交流を図るための施設として設置している。また、人権啓発の拠点施設として位置付けている。	隣保館（三つ和会館）：1	3 施設
	障害者福祉、高齢者福祉等の活動の場とともに、障害者及び高齢者の教養の向上及び社会との交流の促進のための便宜を供与し、市民の福祉の増進を図るための施設として設置している。	浦和ふれあい館：1	
	福祉団体及び市民に福祉活動の場を提供するとともに、市民相互の交流を促進し、障害者、高齢者等をはじめ市民の福祉の増進を図るための施設として設置している。	大宮ふれあい福祉センター：1	

### ■ 個別方針

社会福祉施設	<p>(配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市レベルの施設として配置する。</li> </ul> <p>(更新時の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハコモノ三原則に基づき、規模を検討する。</li> <li>※ 現状の延床面積：7,402 m<sup>2</sup></li> </ul> <p>(複合化の考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集約施設として、更新時に周辺の公共施設との複合化を検討する。</li> </ul> <p>(統合・整理の検討条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間の稼働率が 30%を下回った施設において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合とする。</li> </ul>
--------	---

■ 市内配置図



■ 主な機能（諸室）の考え方

社会福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隣保館（三つ和会館）：和室、図書室、会議室、講習室、多目的ホール、事務室等</li> <li>・ふれあい館・ふれあい福祉センター：多目的（展示）ホール、会議室、和室、調理実習室、点訳室・録音室、福祉団体・ボランティア活動室、事務室等</li> </ul>
--------	---

### I-5-(3) 高齢福祉施設

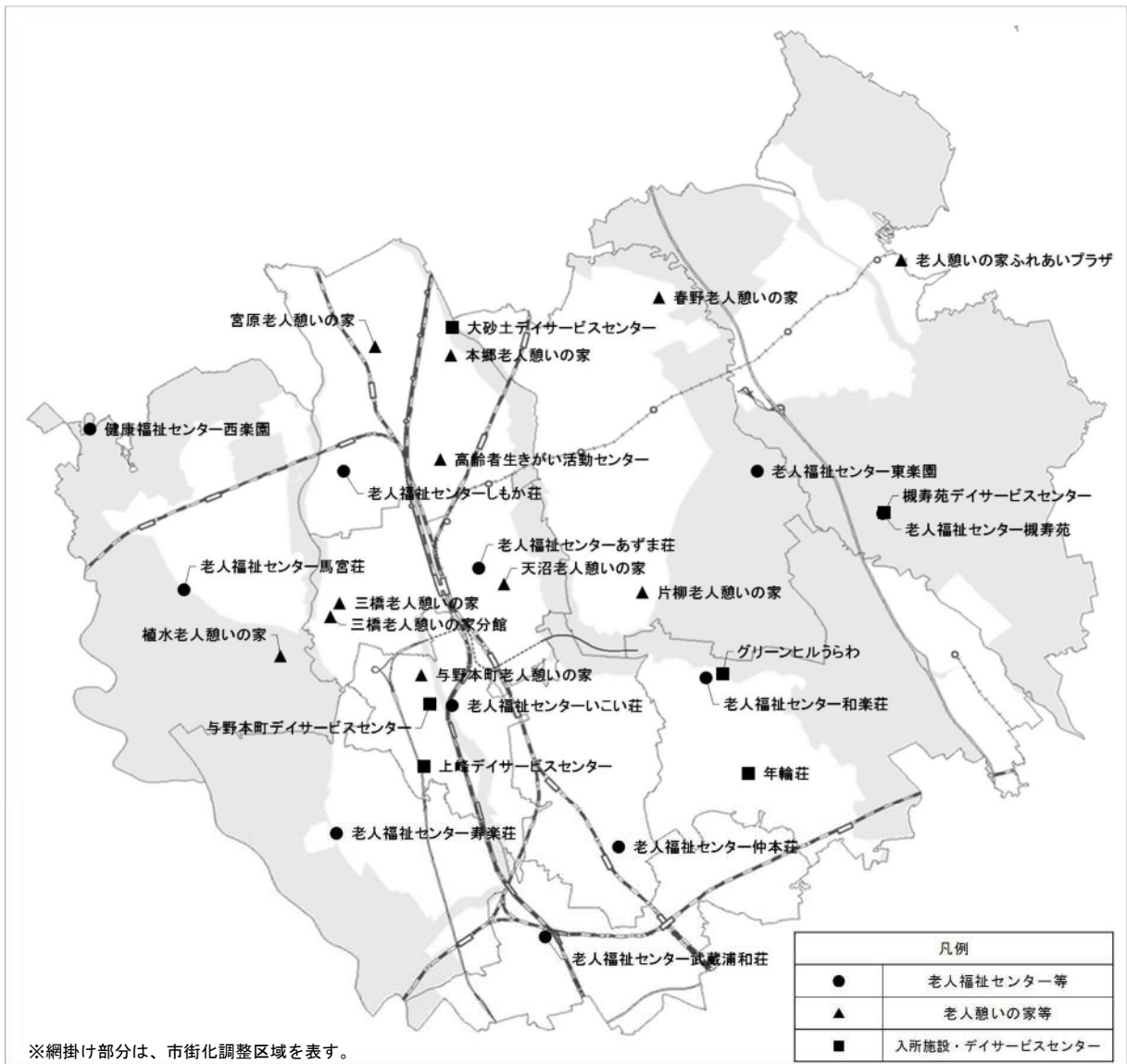
#### ■ 施設概要

	位置付け等	施設数（令和2年度末）	
老人福祉センター等	老人福祉法の規定に基づき、高齢者に対し各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するための施設として設置している。	老人福祉センター：10	11 施設
	市民の健康の維持及び増進を図るとともに市民相互のふれあいと交流を図るための施設として設置している。	健康福祉センター：1	
老人憩いの家等	憩いの場を供与し、老人の福祉の増進を図るための施設として設置している。	老人憩いの家：10	11 施設
	高齢者の就労支援、地域活動支援、生きがいつくり及び健康づくりを図るための施設として設置している。	高齢者生きがい活動センター：1	
入所施設・高齢者デイサービスセンター等	老人福祉法の規定に基づき、高齢者福祉の増進を図るための施設として設置している。	高齢者デイサービスセンター：4	6 施設
	進行する高齢化社会に対応し、市民の保健福祉の向上増進を図るための複合施設として設置している。	グリーンヒルうらわ：1	
	老人福祉法に規定する養護老人ホーム及び老人デイサービスセンターを有する複合施設として設置している。	年輪荘：1	

■ 個別方針

<p>老人福祉センター等</p>	<p>(配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区レベルの施設として配置する。</li> </ul> <p>(更新時の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、1施設当たりの基準面積 729 m<sup>2</sup>を上限に規模を検討する。ただし、健康福祉センターについては、ハコモノ三原則に基づき、規模を検討する。</li> <li>※ 現状の延床面積：老人福祉センター729 m<sup>2</sup> (平均) 健康福祉センター4,095 m<sup>2</sup></li> </ul> <p>(複合化の考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>集約施設として、更新時に周辺の公共施設との複合化を検討する。</li> </ul> <p>(統合・整理の検討条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年間の利用者数が3年連続して前年度を下回った施設において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合とする。</li> </ul> <p>(特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現状が基準面積以下の施設については、現行の延床面積を基本としつつ、更新時に必要に応じて、基準面積を上限に検討する。</li> <li>老人福祉センター東楽園については、新たに整備されるサーマルエネルギーセンターの余熱利用施設として、移転、再整備を行う。</li> </ul>
<p>老人憩いの家等</p>	<p>(配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>老人福祉センターの機能を補う施設として配置する。</li> </ul> <p>(更新時の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、1施設当たりの基準面積 30 m<sup>2</sup>を上限に規模を検討する。ただし、高齢者生きがい活動センターについては、ハコモノ三原則に基づき、規模を検討する。</li> <li>※ 現状の延床面積：老人憩いの家 130 m<sup>2</sup> (平均) 高齢者生きがい活動センター777 m<sup>2</sup></li> </ul> <p>(複合化の考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>集約施設として、更新時に周辺の公共施設との複合化を検討する。</li> </ul> <p>(統合・整理の検討条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年間の稼働率が30%を下回った施設において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合、または年間の利用者数が3年連続して前年度を下回った施設において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合とする。</li> </ul>
<p>入所施設・高齢者デイサービスセンター等</p>	<p>(配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市レベルの施設とし、民間譲渡等を含め、配置については今後検討する。</li> </ul> <p>(更新時の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ハコモノ三原則に基づき、規模を検討する。</li> <li>民間譲渡等により、統合・整理を検討する。</li> <li>※ 現状の延床面積：14,578 m<sup>2</sup></li> </ul> <p>(複合化の考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>集約施設として、更新時に周辺の公共施設との複合化を検討する。</li> </ul> <p>(統合・整理の検討条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年間の稼働率が30%を下回った施設において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合、または年間の利用者数が3年連続して前年度を下回った施設において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合とする。</li> </ul> <p>(特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記のほか、利用者数、民間施設の整備状況、将来の収支見通し、市民ニーズ等を踏まえ、統合・整理等を検討する。</li> </ul>

■ 市内配置図



■ 主な機能（諸室）の考え方

老人福祉センター等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活相談室、健康相談室、機能回復訓練室、集会室、教養娯楽室、浴場、事務室等</li> <li>・健康福祉センター：プール、浴場、集会室、事務室等</li> </ul>
老人憩いの家等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集会室、事務室等</li> <li>・高齢者生きがい活動センター：シルバーワークプラザ、地域活動拠点施設、集会室、事務室等</li> </ul>
入所施設・高齢者デイサービスセンター等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者デイサービスセンター：食堂、機能回復訓練室、静養室、相談室、事務室等</li> <li>・グリーンヒルうらわ、年輪荘：居室、浴場等</li> </ul>

## I - 5 - (4) 障害福祉施設

### ■ 施設概要

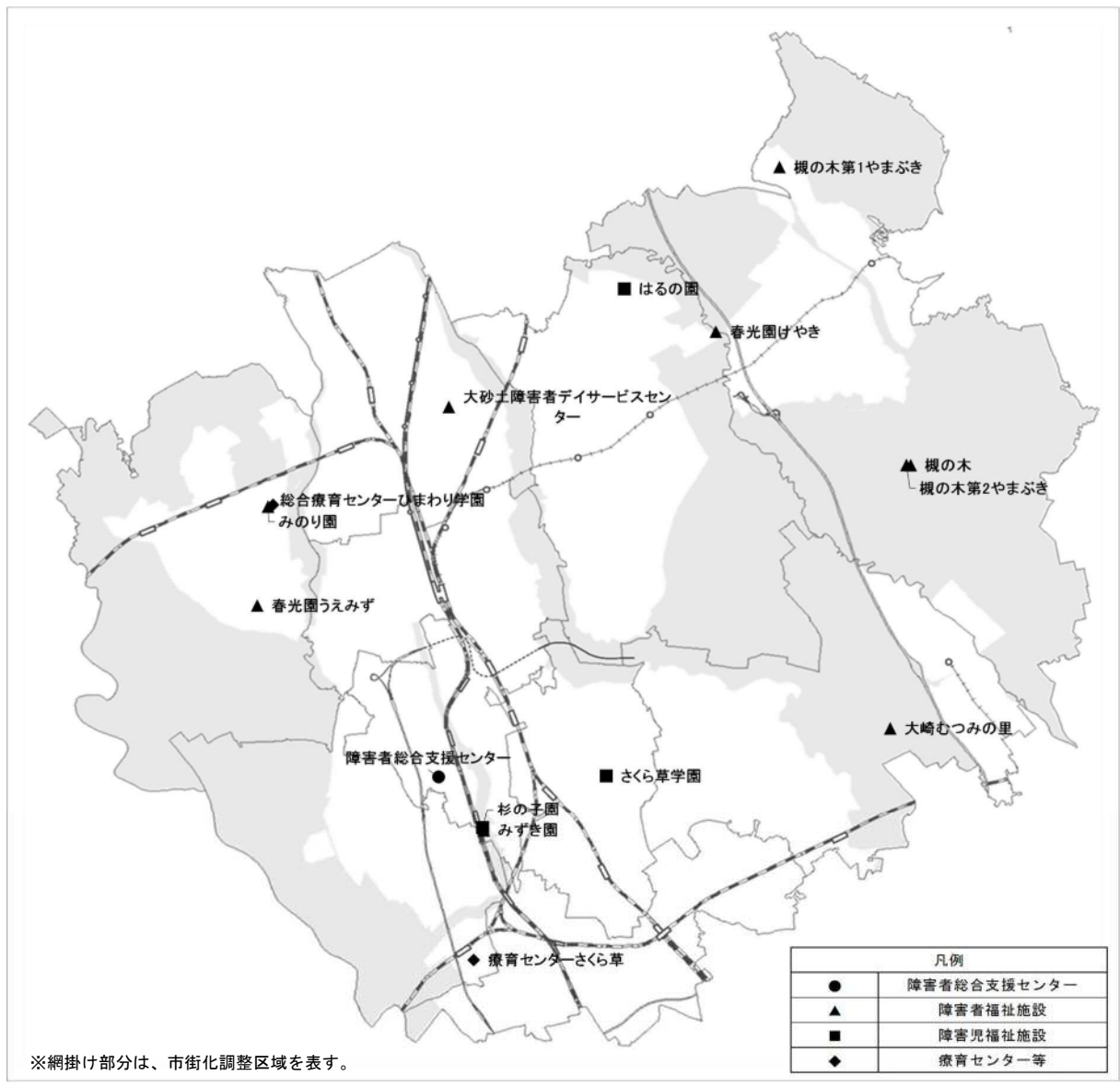
	位置付け等	施設数（令和2年度末）	
障害者総合支援センター	障害者が地域で安心して自立した生活を営むことができるよう、就労支援、生活支援、授産施設に対する支援、社会参加支援、発達障害者支援を行う施設として設置している。	1 施設	
障害者福祉施設	障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス等を行う施設として設置している。	障害者福祉施設：7	9 施設
	身体障害者福祉法に基づく身体障害者福祉センター及び障害者のための福祉施設として設置している。	みのり園：1	
	障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス及び児童福祉法に規定する障害児通所支援事業等を行う施設として設置している。	大崎むつみの里：1	
障害児福祉施設	児童福祉法に規定する障害児通所支援事業等を行う施設として設置している。	さくら草学園：1 杉の子園：1 はるの園：1	3 施設
療育センター等	障害児に対して療育を行うことにより障害児の福祉の増進を図るための施設として設置している。	総合療育センターひまわり学園：1 療育センターさくら草：1	2 施設



■ 個別方針

<p>障害者総合支援センター</p>	<p>(配置)          ・市レベルで1施設を配置する。          (更新時の方向性)          ・ハコモノ三原則に基づき、規模を検討する。          ※ 現状の延床面積：1,217 m<sup>2</sup>          (複合化の考え方)          ・核となる施設として、更新時に周辺の公共施設との複合化を検討する。          (統合・整理の検討条件)          ・年間の利用者数が3年連続して前年度を下回った場合において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合とする。</p>
<p>障害者福祉施設</p>	<p>(配置)          ・市レベルの施設とし、民間譲渡等を含め、配置については今後検討する。          (更新時の方向性)          ・ハコモノ三原則に基づき、規模を検討する。          ・民間譲渡等により、統合・整理を検討する。          ※ 現状の延床面積：10,389 m<sup>2</sup>          (複合化の考え方)          ・集約施設として、更新時に周辺の公共施設との複合化を検討する。          (統合・整理の検討条件)          ・年間の利用者数が3年連続して前年度を下回った施設において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合とする。</p>
<p>障害児福祉施設</p>	<p>(配置)          ・市レベルの施設として配置する。          (更新時の方向性)          ・原則として、現状の規模を維持する。          ※ 現状の延床面積：1,639 m<sup>2</sup>          (複合化の考え方)          ・集約施設として、更新時に周辺の公共施設との複合化を検討する。          (統合・整理の検討条件)          ・年間の利用者数が3年連続して前年度を下回った施設において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合とする。</p>
<p>療育センター等</p>	<p>(配置)          ・市レベルの施設として配置する。          (更新時の方向性)          ・原則として、現状の規模を維持する。          ※ 現状の延床面積：6,410 m<sup>2</sup>          (複合化の考え方)          ・核となる施設として、更新時に周辺の公共施設との複合化を検討する。          (統合・整理の検討条件)          ・年間の利用者数が3年連続して前年度を下回った施設において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合とする。          ・発達障害等を含む障害児数の増加に伴う初診待ち期間の長期化、診療機能の地域偏在の現状を踏まえ、市東部に新たな療育センターの設置を検討する。</p>

■ 市内配置図



■ 主な機能（諸室）の考え方

障害者総合支援センター	・相談室、事務室等
障害者福祉施設	・作業室、事務室等
障害児福祉施設	・指導訓練室、遊戯室、医務室、事務室等
総合療育センター等	【診療所機能】診察室、待合室、検査室、訓練室、事務室等 【通所施設機能】指導訓練室、遊戯室、給食調理室、医務室、事務室等

## I - 5 - (5) ① 児童福祉施設 (保育所)

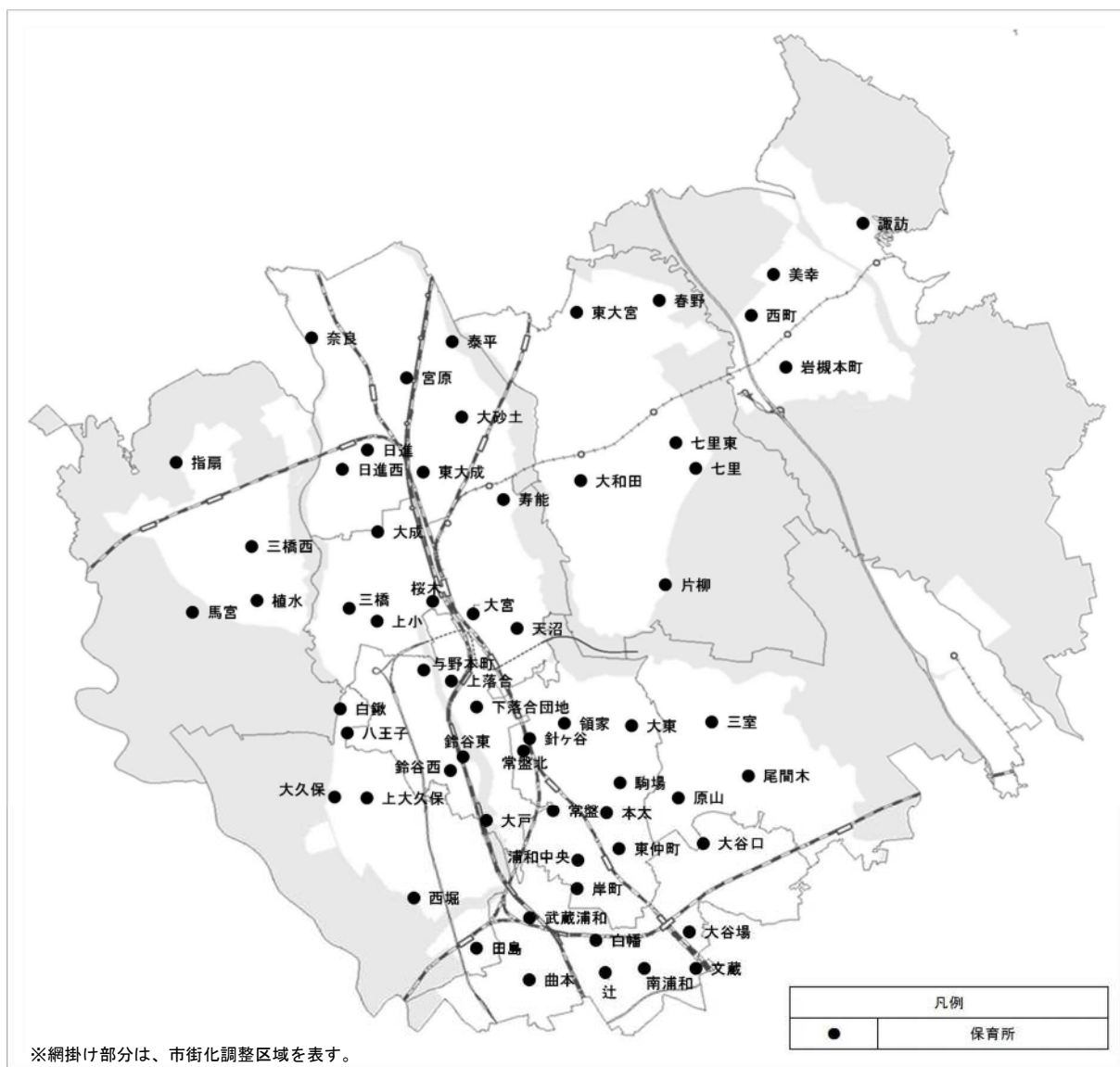
### ■ 施設概要

	位置付け等	施設数 (令和2年度末)
保育所	児童福祉法に基づき、保護者が就労や疾病等の理由で家庭にいないことが常態となっている乳幼児の健全な育成を図るための施設として設置している。	61 施設

### ■ 個別方針

保育所	<p>(配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市レベルの施設として配置する。</li> </ul> <p>(更新時の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハコモノ三原則に基づき、規模を検討する。</li> <li>・民間譲渡等により、統合・整理を検討する。</li> </ul> <p>※ 現状の延床面積：33,915 m<sup>2</sup> (借上げ分を除く。)</p> <p>(複合化の考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集約施設として、更新時に周辺の公共施設との複合化を検討する。</li> </ul> <p>(統合・整理の検討条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間の利用者数が3年連続して前年度を下回った施設において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合とする。</li> <li>・周辺の保育施設の整備状況や保育ニーズ等により、民営化や統廃合を検討する。</li> </ul>
-----	---

### ■ 市内配置図



### ■ 主な機能（諸室）の考え方

保育園	・ 保育室、調理室、事務室等
-----	----------------

## I-5-(5)② 児童福祉施設(放課後児童クラブ)

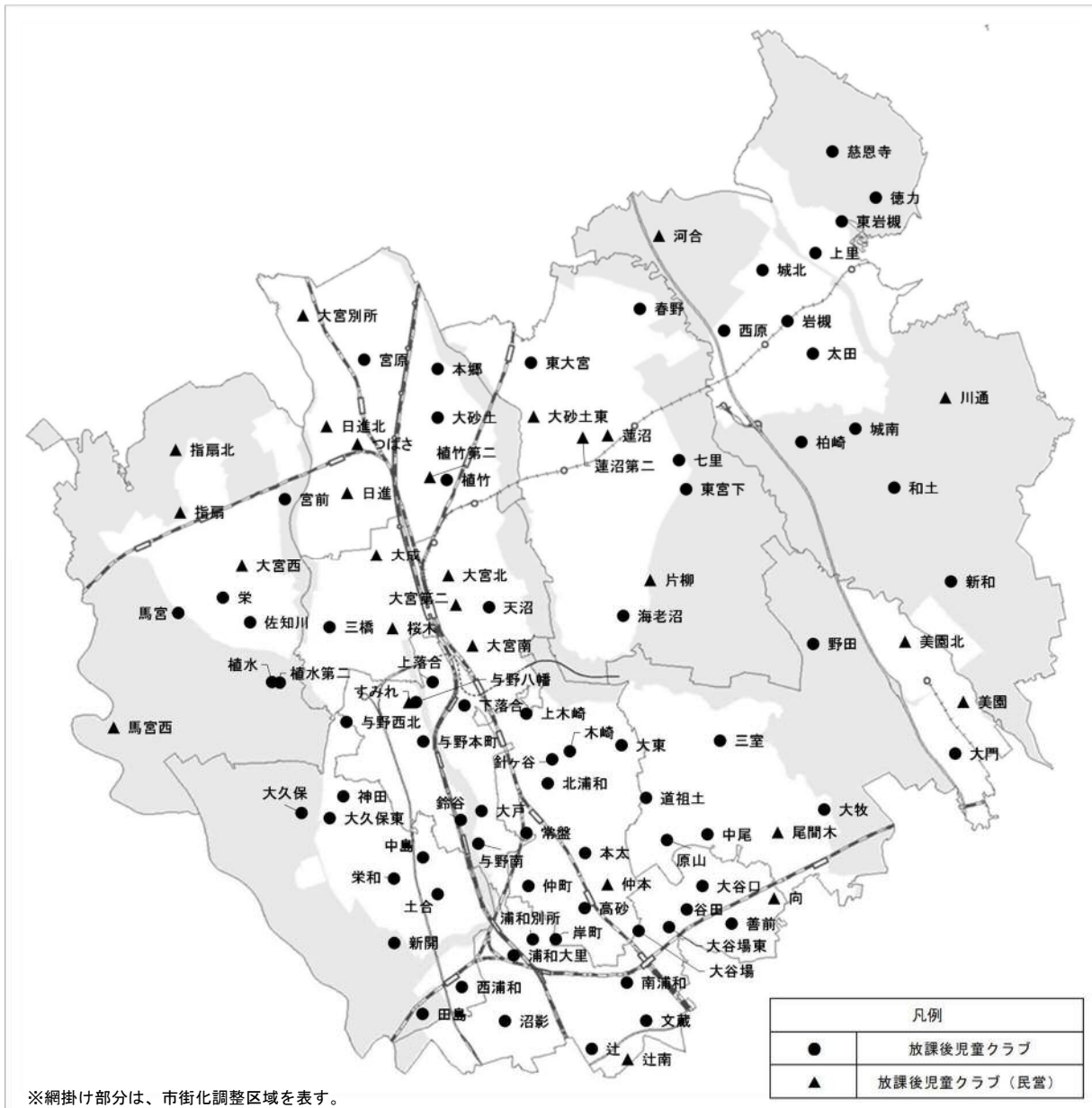
### ■ 施設概要

	位置付け等	施設数(令和2年度末)
放課後児童クラブ	児童福祉法に基づき、放課後に保護者が就労や疾病等の理由で家庭にいないことが常態となっている主に小学校低学年児童の健全な育成を図るための施設として設置している。	74 施設
放課後児童クラブ (民間への貸出施設)		27 施設

### ■ 個別方針

放課後児童クラブ	<p>(配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校区レベルで人口動態や需要動向を踏まえて配置する。</li> </ul> <p>(更新時の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハコモノ三原則に基づき、規模を検討する。</li> <li>※ 現状の延床面積：8,584 m<sup>2</sup></li> </ul> <p>(複合化の考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集約施設として、更新時に周辺の公共施設との複合化を検討する。</li> </ul> <p>(統合・整理の検討条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間の利用者数が3年連続して前年度を下回った施設において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合とする。</li> </ul> <p>(特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・待機児童ゼロを目指すため、関係各課による検討会において、小学校の余裕教室の積極的活用を含めた学校用地内への整備を検討する。</li> <li>・更新の際は、条例で定める基準面積(1人当たり概ね 1.65 m<sup>2</sup>)に適合するように整備することとする。</li> </ul>
放課後児童クラブ (民間への貸出施設)	<p>(配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校区レベルで人口動態や需要動向を踏まえて配置する。</li> </ul> <p>(更新時の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、現状の規模を維持する。</li> <li>※ 現状の延床面積：3,937 m<sup>2</sup></li> </ul> <p>(複合化の考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集約施設として、更新時に周辺の公共施設との複合化を検討する。</li> </ul> <p>(特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・待機児童ゼロを目指すため、関係各課による検討会において、小学校の余裕教室の積極的活用を含めた学校用地内への整備を検討する。</li> <li>・更新の際は、条例で定める基準面積(1人当たり概ね 1.65 m<sup>2</sup>)に適合するように整備することとする。</li> </ul>

■ 市内配置図



■ 主な機能（諸室）の考え方

放課後児童クラブ	・クラブ室、休憩スペース、事務スペース等
----------	----------------------

### 1-5-(5) ③ 児童福祉施設(その他児童福祉施設)

#### ■ 施設概要

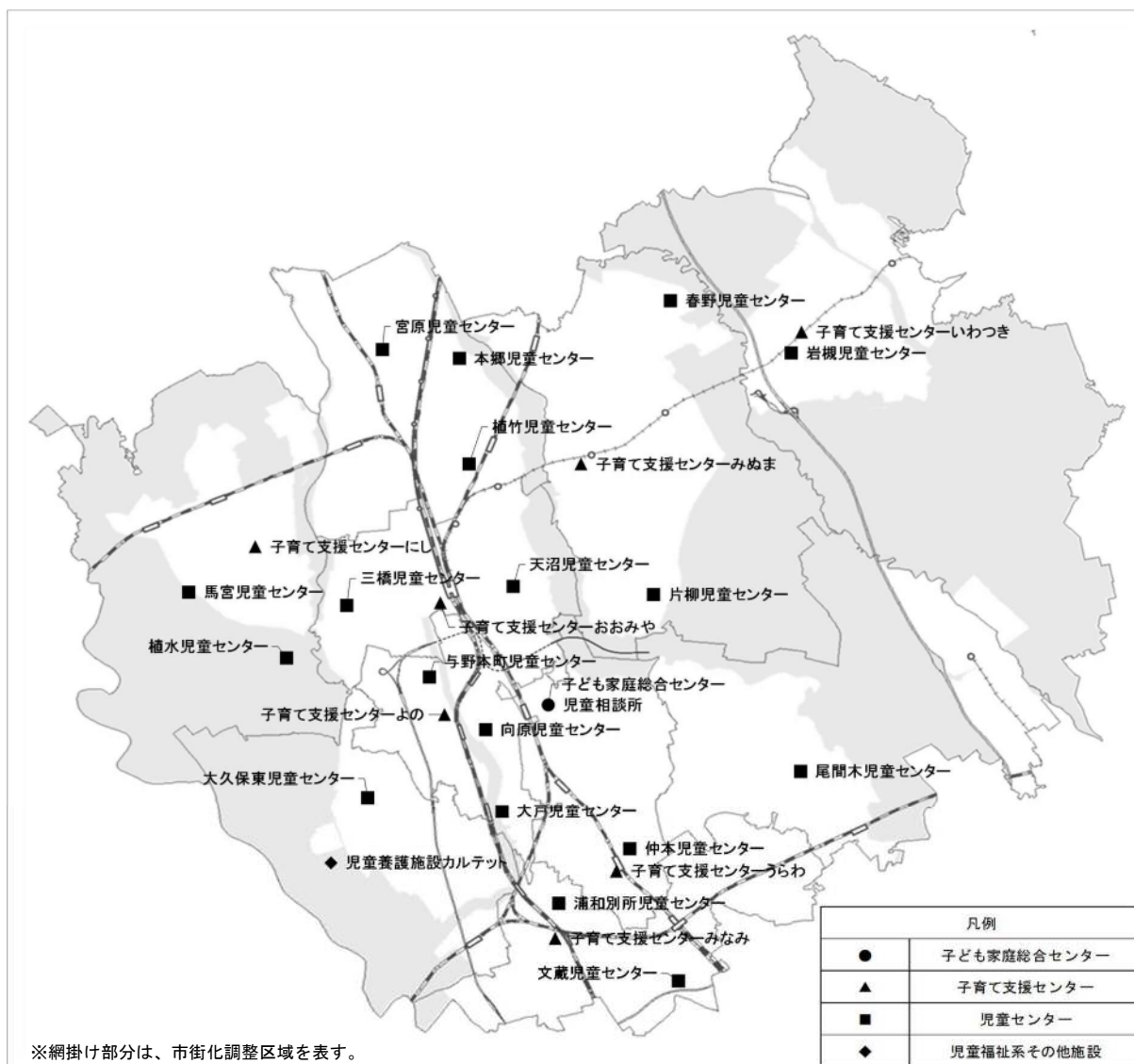
	位置付け等	施設数(令和2年度末)	
子ども家庭総合センター	子ども及び家庭を取り巻く課題に総合的に取り組み、子ども及び家庭並びに地域の子育て機能を総合的に支援するための施設として設置している。	1 施設	
単独型子育て支援センター	児童福祉法に基づき、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開放し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う施設として設置している。	7 施設	
児童センター	児童福祉法に基づき、児童が健全な遊びを通して、その健康を増進し、又は情操を豊かにするための施設として設置している。	18 施設	
児童福祉系その他施設	児童福祉法に基づき、配偶者のない女子等及びその監護すべき児童を入所させて、これらを保護するとともに、自立促進のために生活を支援するための施設として設置している。	母子生活支援施設：1	4 施設
	児童福祉法に基づき、乳児を除く保護者のいない児童等を入所させて養護し、あわせて自立のための援助を行う施設として設置している。	児童養護施設：1	
	18歳未満の児童に関する相談に応じ、児童の最善の利益を守るための施設として設置している。	児童相談所：1	
	虐待や家出等の緊急の場合及びカウンセリングの必要がある時等に18歳未満の児童を保護する施設として設置している。	児童相談所一時保護所：1	



■ 個別方針

<p>子ども家庭総合センター</p>	<p>(配置)          ・市レベルの施設として配置する。          (更新時の方向性)          ・ハコモノ三原則に基づき、規模を検討する。          ※ 現状の延床面積：8,438 m<sup>2</sup></p>
<p>単独型子育て支援センター</p>	<p>(配置)          ・区レベルの施設として配置する。          (更新時の方向性)          ・原則として、多利用施設については1施設当たりの基準面積400 m<sup>2</sup>、標準利用施設については1施設当たりの基準面積300 m<sup>2</sup>を上限に規模を検討する。          ※ 現状の平均延床面積：315 m<sup>2</sup> (借上げ分を除く。)          (複合化の考え方)          ・集約施設として、更新時に周辺の公共施設との複合化を検討する。          (統合・整理の検討条件)          ・年間の利用者数が3年連続して前年度を下回った施設において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合(施設規模等の縮減を検討)とする。          (特記事項)          ・多利用施設には子育て支援センターおおみや、子育て支援センターみなみの2施設が該当し、その他については標準利用施設とする(ただし、子育て支援センターうらわについては、移転に伴い、多利用施設に変更することを予定している。)          ・市有施設を配置しない区(北区、桜区及び緑区)についても、民間施設により整備済となっている。          ・現状が基準面積以下の施設については、現行の延床面積を基本としつつ、更新時に必要に応じて、基準面積を上限に検討する。</p>
<p>児童センター</p>	<p>(配置)          ・区レベルの施設として配置する。          (更新時の方向性)          ・ハコモノ三原則に基づき、規模を検討する。          ※ 現状の延床面積：8,516 m<sup>2</sup>          (複合化の考え方)          ・集約施設として、更新時に周辺の公共施設との複合化を検討する。          (統合・整理の検討条件)          ・年間の利用者数が3年連続して前年度を下回った施設において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合とする。</p>
<p>児童福祉系その他施設</p>	<p>(配置)          ・市レベルの施設として配置する。          (更新時の方向性)          ・母子生活支援施設：原則として、基準面積1,009 m<sup>2</sup>を前提に規模を検討する。          ・児童養護施設：原則として、現状の規模を維持する。          ・児童相談所(一時保護所分を含む。)：原則として、基準面積4,797 m<sup>2</sup>を前提に規模を検討する。          ※ 現状の延床面積：母子生活支援施設1,009 m<sup>2</sup>、児童養護施設1,705 m<sup>2</sup>、児童相談所(一時保護所分を含む。)：4,321 m<sup>2</sup>          (複合化の考え方)          ・集約施設として、更新時に周辺の公共施設との複合化を検討する。          (統合・整理の検討条件)          ・母子生活支援施設、児童養護施設：社会福祉法人等により施設が設置された場合等で、公設施設の需要が見込まれなくなった場合とする。          (特記事項)          ・児童養護施設については、国が示した社会的養育に関する方針に従い、施設の小規模化、多機能化、地域分散化を検討する。</p>

■ 市内配置図



■ 主な機能（諸室）の考え方

子ども家庭総合センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民コンタクトスクエア（乳幼児の遊び場、屋根付き運動場、中高生活動スペース、スタジオ、多目的ホール、調理室、子ども研究センター）、事務室等</li> </ul>
単独型子育て支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遊戯室、相談室、授乳室、事務室等</li> </ul>
児童センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遊戯室、図書室、集会室、相談室、創作活動室、静養室、事務室等</li> </ul>
児童福祉系その他施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子生活支援施設：母子室、集会室、学習室、相談室等</li> <li>・児童養護施設：居室、相談室、調理室、浴室等（児童 30 人以上を入所させる施設には、医務室及び静養室を設ける。）</li> <li>・児童相談所：相談室、カンファレンスルーム、プレイルーム、診察室、調理室、24 時間電話相談室、会議室、事務室等</li> <li>・一時保護所：ユニット（幼児・児童の居室、リビングダイニング、浴室、洗面室、トイレ等）、相談室、学習室、診察室、厨房、体育館、事務室等</li> </ul>

## I - 5 - (6) 公衆便所

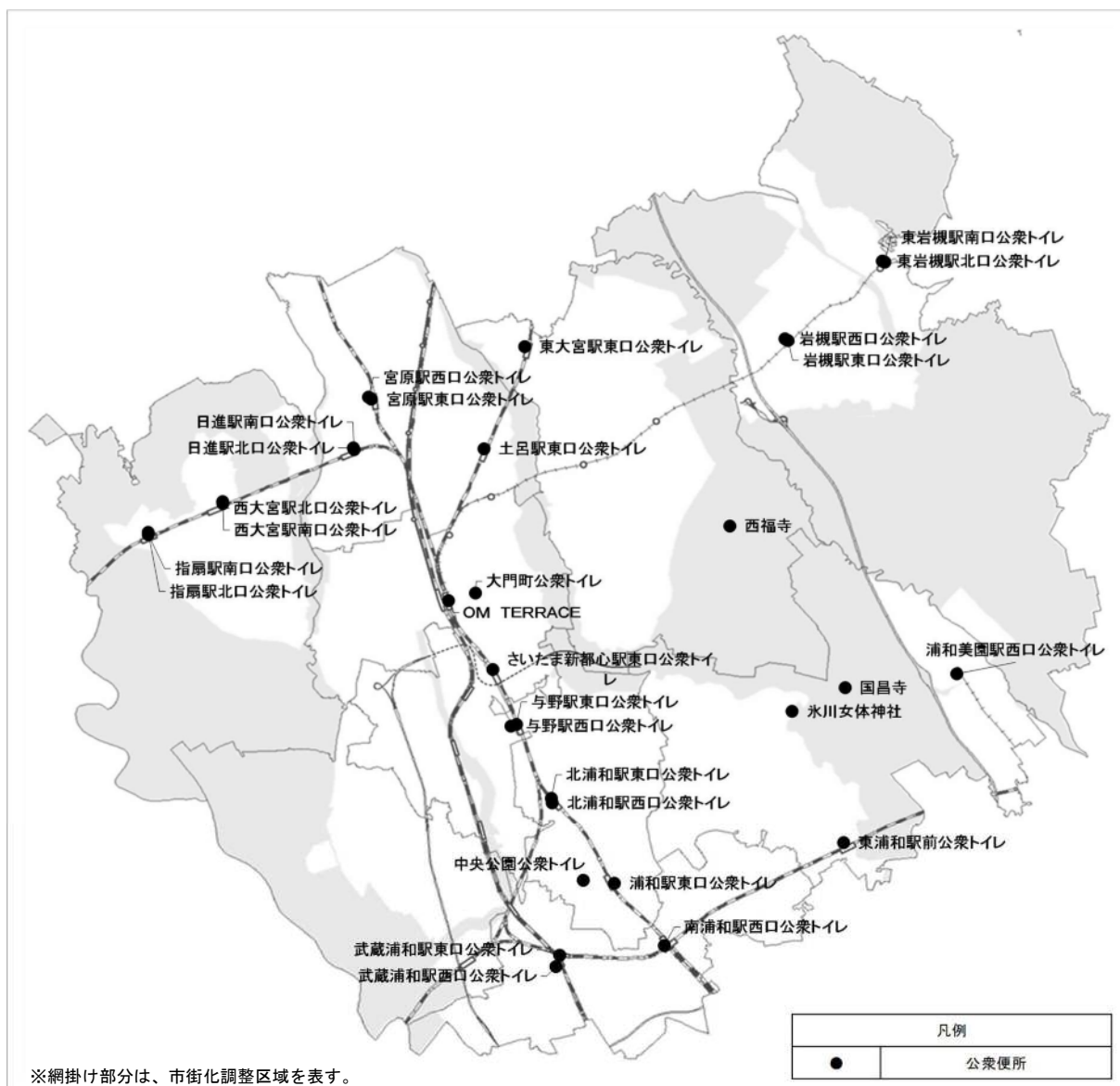
### ■ 施設概要

	位置付け等	施設数（令和2年度末）
公衆便所	駅前周辺等における公衆の利便のための施設として設置している。	31 施設

### ■ 個別方針

公衆便所	<p>(更新時の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・原則として、1 施設当たりの基準面積 50 m<sup>2</sup>を上限に規模を検討する。</li></ul> <p>※ 現状の平均延床面積：46 m<sup>2</sup></p> <p>(複合化の考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・集約施設として、更新時に周辺の公共施設との複合化を検討する。</li></ul> <p>(特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・予防保全は行わない。</li></ul>
------	--

■ 市内配置図



■ 主な機能（諸室）の考え方

公衆便所	・男女別トイレ、みんなのトイレ等
------	------------------